

2 効率的な研修実施の推進

勸 告	説明図表番号
<p>【背景事情等】</p> <p>(研修施設における研修の実施状況)</p> <p>研修施設において実施されている研修は、語学研修、簿記研修、パソコン研修等の一般的な知識を付与するための研修、職員の職務経験年数等の各段階に応じた知識・技能を付与するための階層別研修、業務遂行のための専門的・実務的な知識・技能を付与するための専門研修等があり、その種類は多岐にわたっている。また、研修の実施方法についても、研修施設において合宿形式により実施する方法、研修施設の教室等で集合形式により実施する方法、民間事業者が実施する研修等に通学する方法、通信講座を受講する方法、職場の自席のパソコンを用いてeラーニング形式により実施する方法等多様な方法が採用されている。</p> <p>(研修の実施方法等の見直しによる効率的かつ効果的な実施)</p> <p>これらの研修については、現下の極めて厳しい財政状況を踏まえ、研修経費の削減等により予算を効率的に執行するとともに、効果的に職員の知識・技能の向上を図る観点から、個々の研修の必要性の検証や実施方法等の不断の見直しを行うことにより、効率的かつ効果的に実施することが求められている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、12府省121研修施設における研修の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>(1) 独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの</p> <p>ア 業務に直接関係しない内容の研修</p> <p>研修施設において実施される研修は、職員に対し、業務を遂行する上で必要となる知識・技能を付与することが目的であることから、国が研修に係る費用を全額負担して、業務に直接関係しない内容の研修を実施する必要がないのは当然のことであるが、今回調査した12府省121研修施設の中には、次のとおり、国が費用を負担して業務に直接関係しない内容の研修を実施しているものが1府省1研修施設の1研修でみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身赴任者のために、調理実習やウォーキングなど、業務に直接関係しない内容の研修を実施している。【沖縄総合事務局研修所】 <p>イ 業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修</p> <p>今回調査した12府省121研修施設の中には、研修効果を客観的に把握するなどの目的で、研修の受講に併せて各種の資格試験等の受験を奨励するなどしているもの(注)がみられた。</p> <p>(注) 研修自体は、飽くまでも職員に対し業務を遂行する上で必要となる知識・技能を付与することを目的として実施しており、その受講内容の習得の程度を各種資格試験の点数や合</p>	<p>表2-(1)-①</p> <p>表2-(1)-②</p>

否で客観的に把握するなどの目的で、研修の受講に併せて、各種の資格試験等の受験を奨励し、又は義務付けているものが7府省33研修施設の109研修でみられた。具体例としては、財務総合政策研究所で実施されている「宅地建物取引理論」の受講後に宅地建物取引主任者の資格の取得を奨励しているものや、東北農政局土地改良技術事務所で実施されている「施工管理Ⅰ研修」の受講後に1級土木工事施工管理技士の資格の取得を奨励しているものなどがある。

研修受講後に各種の資格を取得する場合、当該資格は自己啓発の成果として個人に帰属するものであり、今回調査した民間企業においても、資格は社員個人で取得するものであるとの考え方に立ち、各種の資格の取得に結び付くような研修については、職場研修ではなく通信講座を用意して希望する社員に受講させているなどの例がみられた。

表2-(1)-③

一方、研修施設の中には、次の事例のように、業務遂行のために有資格者を配置する必要があるなど、職員が資格を保有していなければならない理由があるわけではないにもかかわらず、業務に活用することができる知識・技能を付与するためとして、国が研修に係る費用を負担して、資格の取得を目的とした研修を実施しているものがみられた。

- ・ 電気工事士（第一種、第二種）の資格を取得するための筆記及び実技の研修を、それぞれのコースを設けて実施している。【関東農政局土地改良技術事務所】

表2-(1)-④

上記の事例の場合、土地改良事業において造成された電気工作物の保安業務に活用することができるとして当該資格を取得するための研修を実施しているが、同様の業務を実施している国土交通省の研修施設においては、同資格の取得を目的とした研修を実施していない。

また、上記の事例と同様に、業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修は、1府省8研修施設の21研修でみられた。

表2-(1)-⑤

なお、今回調査した各府省の地方支分部局の中には、業務遂行上保有することが必須ではない森林インストラクターの資格の取得を目的とした研修を実施しているものがみられた。【四国森林管理局】

表2-(1)-⑥

ウ パソコンのソフトウェアの操作及び簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修

今回、12府省121研修施設におけるパソコンのソフトウェア（以下「パソコンソフト」という。）の操作及び簿記に関する知識を付与するための研修の実施状況を調査した結果、次のとおり、パソコンソフトの操作に関する基礎的な知識を付与するための研修を廃止等しているものがみられた。

- i) パソコンソフト（ワード及びエクセル）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員自身で学習することとして廃止した。【財務総合政策研究所北九州研修支所】

表2-(1)-⑦

- ii) パソコンソフト（パワーポイント）の操作に関する知識を付与する

表2-(1)-⑧

<p>ための研修について、職場において、操作することができる職員が指導することとして廃止した。【農林水産省本省】</p>	
<p>iii) 集合形式により実施していたパソコンソフト（ワード及び一太郎）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員への浸透が図られ受講者が減少してきているとして休止した。【厚生労働省本省】</p>	表 2 - (1) - ⑨
<p>iv) パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講対象者を中級程度以上の知識・技能を有する者に限定して実施することとした。【税関研修所沖縄支所】</p>	表 2 - (1) - ⑩
<p>上記の事例のとおり、これらの研修については、所期の実施目的が既に達成されており実施する必要がなくなったとの判断の基に廃止等されている。なお、今回調査した民間企業においても、これらの知識の習得は社員自らが行うものとして、職場研修ではなく通信講座を用意して希望する社員に受講させているなどの例がみられた。</p>	表 2 - (1) - ③ 表 2 - (1) - ⑪、⑫
<p>一方、研修施設の中には、基礎的な知識を付与するための研修が必要であるとして、国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する研修を実施しているものが 3 府省 3 研修施設の 3 研修でみられた。</p>	
<p>パソコンソフトの操作及び簿記に関する基礎的な知識については、職員自身の過去の学習経験等により既に習得している内容が多く含まれていると考えられ、また、自習や職場での O J T (On the Job Training) により習得することも十分可能であると考えられる。</p>	
<p>(2) 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等</p>	
<p>研修施設において実施される研修については、効率的な実施の確保を図る観点から、常に見直しを行うことが重要である。特に、講師依頼の回数削減等による研修経費の節減や、研修実施回数の減少等による事務負担の軽減などに配慮することが必要である。</p>	
<p>今回調査した 12 府省 121 研修施設の中には、次のとおり、異なる職種の受講者を対象とした別個の研修の課程の一部を合同で実施するなど、研修を効率的に実施しているものがみられた。</p>	表 2 - (2) - ①、②
<p>ア 異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通する一部の課程を合同で実施している。【法務総合研究所牛久支所、矯正研修所東京支所】</p>	表 2 - (2) - ③
<p>イ 複数の支所で実施していた研修を集約して実施している。【税務大学校地方研修所】</p>	
<p>一方、調査した研修施設の中には、次のとおり、同一府省の複数の研修施設において重複した内容の研修を実施しているなどのものがみられた。</p>	表 2 - (2) - ④
<p>ア 同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省内の</p>	

<p>複数の研修施設それぞれにおいて実施している。【国土交通大学校と地方整備局】</p>	<p>表 2 - (2) - ⑤</p>
<p>イ 研修施設の支所が企画して集合形式による語学研修を実施しているにもかかわらず、別途、より高額な経費（一人当たり 30 万円程度）を要する語学学校に通学する同程度の内容の語学研修を実施している。【税関研修所名古屋支所】</p>	<p>表 2 - (2) - ⑥</p>
<p>ウ 講義中心の研修について、その内容上特段の必要性がないにもかかわらず他の研修施設で実施している。【国立武蔵野学院児童自立支援専門員養成所】</p>	
<p>(3) 研修の実施方法を見直す必要があるとみられるもの</p>	
<p>今回、12 府省 121 研修施設におけるパソコンソフトの操作及び簿記に関する知識を付与するための研修の実施状況を調査した結果、次のとおり、応用的なパソコンソフト（パワーポイント、アクセスなど、業務遂行上習得することが望ましいパソコンソフトではあるが、活用できる職員が比較的少ないと考えられるもの）の操作に関する知識及び簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修について、通信講座の受講、eラーニングの導入により、研修を効率的に実施するための工夫をしているものがみられた。</p>	<p>表 2 - (3) - ①</p>
<p>ア パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講機会の拡大及び研修経費の縮減の観点から、eラーニング形式により実施している。【財務総合政策研究所近畿研修支所】</p>	<p>表 2 - (3) - ②</p>
<p>イ 集合形式で実施していた簿記研修について、効率的に実施するため通信講座を受講する方法に変更した。【金融庁】</p>	
<p>上記の事例のとおり、これらの研修について、効率的かつ効果的な研修の実施のため実施方法の見直しが行われているものなどがみられる。なお、今回調査した民間企業においても、これらの知識の習得は社員自らが行うものとして、職場研修ではなく通信講座を用意して希望する社員に受講させている例がみられた。</p>	<p>表 2 - (1) - ③</p>
<p>また、今回調査した都道府県の中には、県職員と市町村職員が合同で受講する研修について、県内 7 か所にある県合同庁舎を会場として実施することにより、県庁本庁舎から遠方にある市町村の受講者でも容易に研修を受講することができるようにするとともに、研修に参加するための旅費等の負担の軽減を図っている例がみられた。</p>	<p>表 2 - (3) - ③</p>
<p>一方、調査した研修施設の中には、次のとおり、簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修について、合宿形式により実施しているものがみられた。</p>	<p>表 2 - (3) - ④</p>
<p>・ 2 級相当の簿記研修について、研修施設において合宿形式により実施している。【経済産業研修所】</p>	<p>表 2 - (3) - ⑤</p>

上記の事例のように研修施設において合宿形式で実施しているものは少なく、簿記研修では2府省2研修施設の2研修、応用的なパソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修では1府省1研修施設の1研修のみとなっている。

これらの研修については、受講者がこれらの知識を習得することが研修の目的であり、合宿形式以外の方法であってもその目的を達成することは十分可能であると考えられる。

(4) 研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの

研修施設においては、自らが実施する必要がある研修を適切に実施するよう、常に、求められる研修の種類、内容等を把握するとともに、把握した情報を基に研修の必要性の検証、実施方法等の見直しを行うことが重要であるが、今回調査した12府省121研修施設の中には、次のとおり、実施している研修の在り方を見直す必要があるものがみられた。

- ・ 農業機械化研修については、①需要の把握を行わずに研修計画を策定しているため、複数の研修コースで受講者が集まらず未実施となっていること、②農業機械化研修以外に実施している研修（当該研修施設の実施研修数の52.0%、延べ受講者数の81.9%）については、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施し、研修施設の本来の設置目的のものとなっていることから、研修の在り方の抜本的な見直しが必要とみられる。【農林水産研修所つくば館水戸ほ場】

【所見】

したがって、関係府省は、研修の効率的、効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 研修施設において実施している次の研修については、廃止すること。
 - i) 業務に直接関係しない内容の研修
 - ii) 業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的として行っている研修
 - iii) 簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修
(内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- ② 府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの等については、研修の集約化、共通課程の合同実施など、実施方法等の見直しにより、研修経費の縮減を推進すること。(財務省、厚生労働省、国土交通省)
- ③ 応用的なパソコンソフトの操作に関する知識及び簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修を合宿形式で実施しているものについては、研修に係る経費、研修効果等を勘案した上で、集合形式、事業者が実施する研修への通学、通信教育の受講への移行などの見直しを行うこと。(内閣府、経済産業省、国土交通省)

表2-(4)

<p>④ 農林水産省は、農林水産研修所つくば館水戸ほ場で行う研修について、需要を的確に把握するとともに、研修コースや研修内容等を点検し、抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>なお、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施している研修については、廃止すること。</p>	
---	--

表 2 - (1) - ①

件名	単身赴任者のために、調理実習やウォーキングなど、業務に直接関係しない内容の研修を実施しているもの
研修施設名	沖縄総合事務局研修所
所在地	沖縄県名護市喜瀬部瀬名原 1980-11
設置根拠	なし
主な研修対象者	沖縄総合事務局職員
定員	0人（非常勤職員8人）

[説明]

沖縄総合事務局研修所（以下「研修所」という。）で実施している、単身赴任者の健康管理を目的とした「単身赴任者研修」については、①職員の健康管理に関する啓発や注意喚起を行うことは必要であるものの、具体的な取組は職員個人が勤務時間以外の場面で行うものであり、勤務時間内に職務命令により健康管理の方法（調理実習やウォーキング）を具体的に指導する必要性は乏しいと考えられ、また、②他の研修施設において同様の研修を実施している例はなく、沖縄への単身赴任者に限って、国が研修費用を負担して勤務時間を費やしてこのような研修を実施する必要性は乏しいと考えられる。

1 沖縄総合事務局における単身赴任者研修の実施状況

沖縄総合事務局は、同局内（那覇市）に定員 40 人程度の研修室（以下「局研修室」という。）を設置しているほかに、名護市内に研修所を所有し、主に同局職員を対象として研修を実施しており、平成 21 年度においては 12 研修を実施している（いずれも研修所に宿泊して実施）。

これら 12 研修の中には、単身赴任中の職員を対象として、日常生活の安定・向上を図るとともに、公務能率の維持増進を図ることを目的に、調理実習やウォーキングなどを実施しているものがみられた。

表 1 第 16 回単身赴任者研修の概況

1 研修目的	単身赴任中の職員に対し、生活管理面（心身の健康、食生活）を中心に専門家の講義、職員の体験談・意見交換を通じて、単身赴任中の健康管理、精神的不安の除去の方策を習得させ、日常生活の安定・向上を図るとともに、公務能率の維持増進を図ることを目的とする。	
2 研修実施機関	沖縄総合事務局	
3 研修期間	平成 21 年 5 月 28 日（木）～5 月 29 日（金）	
4 研修場所	沖縄総合事務局（本局 6 階 局研修室） 5 月 28 日（木） 沖縄総合事務局研修所 5 月 28 日（木）～5 月 29 日（金）	
5 対象者	単身赴任中の者	
6 研修人員	8 人	
7 研修内容		
	第一日目（5 月 28 日（木））	第二日目（5 月 29 日（金））
		9：00 科目「手軽に作れる家庭料理」

11:00	開講式（局研修室） オリエンテーション等	12:00	（調理実習） 引き続き昼食
13:30	移動（マイクロバス⇒研修所）	13:00	準備時間
14:30	入所手続	13:30	科目「単身赴任者のためのメンタルヘルス」
15:00	科目「ウォーキングで健康作り」	15:00	講師との意見交換
		15:30	アンケート
17:00	自由時間	16:00	閉講式
18:00	夕食 意見交換会	16:15	移動（マイクロバス⇒局）
		17:15	局到着 解散

8 その他
研修旅費は、局総務部が負担する。

（注）沖縄総合事務局の資料を基に当省が作成した。

同研修は、沖縄総合事務局の研修計画に基づき実施されているもので、国が研修に係る費用を負担して勤務時間内に実施されている。平成21年度に実施された同研修の実施に要した費用は、表2のとおりである。

表2 平成21年度単身赴任者研修の支出済額

（単位：円）

経費区分	研修旅費	講師謝金	燃料費	計
金額	222,430	89,000	1,770	313,200

（注）1 当省の調査結果による。

2 「研修旅費」欄の金額は、受講者及び研修担当者に係る旅費である。

3 「燃料費」欄の金額は、受講者が沖縄総合事務局から研修所に移動するためのマイクロバスの燃料代である。

このような研修を実施している理由について、沖縄総合事務局では、離島への転勤や本土からの出向者等については、人事管理上の都合で職員の生活を一変させていることから、健康管理やメンタル面に配慮する必要があることを挙げている。

しかし、職員の健康管理は、職員の生活形態の別（単身赴任者、独身者等）、性別等を問わず必要なことであり、個々の職員に対する健康管理上の情報提供や注意喚起等を行うことは必要であるものの、具体的な取組については、個々の職員が勤務時間外に本人の生活スタイルに合わせて行うべきものであり、職員のうち単身赴任者に限って国が費用を負担し勤務時間内に職務命令により健康管理の方法（調理実習やウォーキング）を具体的に指導する必要性は乏しいもの考えられる。

なお、同研修を廃止することにより、研修所の教室（2教室）の平均稼働率は、同研修を実施している現状の9.1%から8.7%に低下する（注）こととなる。

（注）教室の稼働率は、研修実施可能日数（研修を実施しない土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除いた日数（242日（平成21年度）））に対する研修利用日数の割合で表し、複数の教室を保有している場合は、すべての教室の稼働率の平均値で平均稼働率を算出している。

2 他の研修施設における単身赴任者に対する研修の実施状況等

今回調査した研修施設（121研修施設）、地方公共団体（3団体）及び民間企業（8企業）において、単身赴任者を対象として上記研修と同様の研修を行っている事例はみられなかった。

また、国家公務員の職員健康管理をつかさどる総務省人事恩給局に確認したところ、単身赴任

者に対するケアの必要性については、国家公務員健康週間の中でうたっているものの、調理実習やウォーキングなどの研修を実施することを意図するものではないとしている。

効果

当該研修を中止した場合、研修経費として支出していた費用 313,200 円が節減できることとなる。

表2-(1)-②

研修受講に併せて各種の資格試験等の受験を奨励するなどしているもの

(単位：人)

府省名	研修施設名	研修名	平成21年度 受講者数	受験を奨励等している資格試験等名	
警察庁	警察大学校	財務捜査中級①	14	日商簿記検定2級	
		財務捜査上級	11	日商簿記検定1級	
		財務捜査中級②	18	日商簿記検定2級	
法務省	公安調査庁研修所	第一部研修	51	TOEIC	
		第二部研修	48	TOEIC	
外務省	外務省研修所	第2・3部夏期英語集中研修	19	TOEFL、IELTS	
		第4部初任研修	49	TOEIC/IP	
		第4部二期研修	37	TOEIC/IP	
		第5部研修	135	TOEIC/IP	
		警備対策官研修	72	TOEIC/IP	
	外務省研修所本省分室	外交実務研修(語学)	36	TOEIC/IP	
		官房要員語学研修	118	TOEIC/IP	
	財務総合政策研究所	財務総合政策研究所	財務I種基礎研修	8	日商簿記検定3級以上
			II種基礎研修	141	日商簿記検定3級以上
			III種基礎研修	7	日商簿記検定3級以上
配置転換事前研修			15	日商簿記検定3級以上	
不動産鑑定理論研修			7	不動産鑑定士試験	
簿記(日商簿記2級コース)			24	日商簿記検定2級	
簿記(日商簿記3級コース)			17	日商簿記検定3級	
宅地建物取引理論			71	宅地建物取引主任者資格試験	
土地調査(測量士補コース)			2	測量士補国家試験	
ファイナンシャル・プランナー(FP技能検定2級コース)			38	ファイナンシャル・プランニング技能検定(2級)	
ファイナンシャル・プランナー(FP技能検定3級コース)		61	ファイナンシャル・プランニング技能検定(3級)		
財務総合政策研究所関東研修支所		不動産鑑定理論基礎	4	不動産鑑定士資格試験	
財務総合政策研究所南九州研修支所		宅地建物取引理論(面接授業)	7	宅地建物取引主任者資格試験	
税関研修所		税関研修所	I種職採用職員研修	5	TOEIC
	II種職採用職員研修		218	TOEIC	
	新規採用特別研修		3	TOEIC	
	基礎科研修		69	実用英語技能検定、日商簿記検定	
	中等科研修(第1期、第2期)		299	TOEIC	
	上級英語委託研修		6	TOEIC、実用英語技能検定	
	第2外国語委託研修(上級)		6	中国語検定2級程度、ハングル能力検定準2～2級程度	
	第2外国語委託研修(中級)		18	中国語検定3級程度、ハングル能力検定3級程度、ロシア語能力検定2～3級程度	
	配転者特別研修		40	TOEIC	
	税関研修所函館支所		ロシア語委託研修(函館支所)	4	ロシア語能力検定
税関研修所東京支所	税関研修所東京支所	韓国語研修(初級)	9	ハングル能力検定5級以上	
		中国語委託研修	1	中国語検定3級以上	
		簿記研修(3級レベルコース)	9	日商簿記検定3級	

府省名	研修施設名	研修名	平成21年度 受講者数	受験を奨励等している資格試験等名
財務省		韓国語会話委託研修	2	ハングル能力検定3級以上
		中国語研修(初級)	9	中国語検定準4級
	税関研修所横浜支所	韓国語会話研修(福島空港出張所)(初級コース)	2	ハングル能力検定
		税関研修所名古屋支所	英語研修	10
	韓国語研修		8	ハングル能力検定5級
	中国語研修		7	中国語検定準4級
	外国語委託研修		5	ハングル能力検定4級、中国語検定3級
	税関研修所大阪支所	英語委託研修	6	TOEIC
		韓国語委託研修(入門)	10	ハングル能力検定4級程度
		韓国語委託研修(応用)	5	ハングル能力検定3級程度
		ロシア語委託研修(入門)	10	ロシア語能力検定4級
		ロシア語委託研修(応用)	9	ロシア語能力検定3級
		中国語委託研修(入門)	10	中国語検定4級程度
		中国語委託研修(応用)	5	中国語検定3級程度
	税関研修所神戸支所	英語委託研修	5	TOEIC
		第2外国語(中国語・初級)研修	9	中国語検定4級
		第2外国語(中国語・中級)研修	8	中国語検定3級
		第2外国語(中国語・上級)研修	5	中国語検定2級
		第2外国語(韓国語・初級)研修	8	ハングル能力検定4級程度
		第2外国語(韓国語・中級)研修	4	ハングル能力検定3級程度
		第2外国語(ロシア語・中級)研修	3	ロシア語能力検定3級
	税関研修所門司支所	韓国語(ファーストステップ)研修	8	ハングル能力検定4級程度
		韓国語(セカンドステップ)研修	2	ハングル能力検定3級程度
		中国語(ファーストステップ)研修	9	中国語検定準4級
		中国語(セカンドステップ)研修	8	中国語検定3級
		英会話(ファーストステップ)研修	5	実用英語技能検定
		外国語会話(英語)委託研修	4	実用英語技能検定
	税関研修所長崎支所	中国語(基礎)研修	5	中国語検定準4級程度以上
		中国語(初級)研修	1	中国語検定4級程度以上
		韓国語(基礎)研修	4	ハングル能力検定5級程度以上
韓国語(初級)研修		3	ハングル能力検定4級程度以上	
税関研修所沖縄支所	中国語会話委託研修	1	中国語検定3級	
農林水産研修所つくば館	乾燥貯蔵施設研修	5	酸素欠乏危険作業主任者・乾燥設備作業主任者	
	乾燥貯蔵施設コース	5	酸素欠乏危険作業主任者・乾燥設備作業主任者	
	農林水産研修所つくば館 水戸ほ場	トラクタエンジン高度整備技術コース	5	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士資格
		大型特殊自動車及びけん引操作基礎研修Ⅰ～Ⅳ	92	大型特殊自動車運転免許又は牽引(農耕車限定)免許資格
		施工管理Ⅰ研修	18	1級土木施工管理技士

府省名	研修施設名	研修名	平成21年度 受講者数	受験を奨励等している資格試験等名
農林 水産省	東北農政局土地改良技術 事務所	第二種電気工事士講習会	9	第二種電気工事士試験
		技術士技能Ⅰ講習会	7	技術士補
		技術士技能Ⅱ講習会	5	技術士
	関東農政局土地改良技術 事務所	実践技術研修(施工管理コース)	21	1級土木施工管理技士試験
		V E 技術講習会	10	V E リーダー試験
		第一種電気工事士技能講習会(前期)	5	第一種電気工事士試験
		第一種電気工事士技能講習会(後期)	5	第一種電気工事士試験
		第二種電気工事士技能講習会(前期)	10	第二種電気工事士試験
		第二種電気工事士技能講習会(中期)	3	第二種電気工事士試験
		第二種電気工事士技能講習会(後期)	5	第二種電気工事士試験
	北陸農政局土地改良技術 事務所	施工管理Ⅱ	17	2級土木施工管理技士
		技術士技能	4	技術士
	東海農政局土地改良技術 事務所	実践技術研修(施工管理Ⅰ)	9	1級土木施工管理技士
		実践技術研修(施工管理Ⅱ)	(9)	2級土木施工管理技士
		設計V E 講習会	8	V E リーダー
	中国四国農政局土地改良 技術事務所	電気工事技能講習会Ⅱ	9	第二種電気工事士
		施工管理Ⅰ	16	1級土木施工管理技術検定試験
	施工管理Ⅱ	2級土木施工管理技術検定試験		
	九州農政局土地改良技術 事務所	施工管理Ⅰ	18	1級土木施工管理技士
	森林技術総合研修所	専攻科	10	日商簿記検定、実用英語技能検定、日本漢字能力検定
国土 交通省	国土交通大学校柏研修セ ンター	簿記	35	全国経理『簿記能力検定試験』
	航空保安大学校	航空管制科(本科1年)	10	TOEIC
		航空情報科(本科1年)	20	TOEIC
		航空電子科(本科1年)	20	陸上無線技術士国家試験 TOEIC
		航空管制科(本科2年)	10	TOEIC
		航空情報科(本科2年)	20	TOEIC
		航空電子科(本科2年)	25	陸上無線技術士国家試験 TOEIC
		航空交通管制職員基礎研修(1年 間)	40	TOEIC
	気象大学校	大学部	60	TOEIC
	海上保安大学校	専攻科	45	TOEIC等
		特修科	60	TOEIC等
海上保安学校	本科船舶運航システム課程	110	TOEIC等	
防衛省	防衛大学校	本科	1,663	TOEIC
	防衛医科大学校	医学科	418	TOEIC
7府省	33研修施設	109研修	4,719	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は、廃止はしていないが平成21年度には実施されなかった研修の20年度の受講者数を参考に記載しているものであり、合計には含めていない。

表 2 - (1) - ③

件名	民間企業における語学、パソコン及び簿記に係る研修の実施例								
<p>[説明]</p>									
<p>民間企業において実施されている語学、パソコンソフトの操作及び簿記に関する知識を付与するための研修には、以下のような実施例がある。</p>									
<p>[事例 1] A 株式会社の実施例</p>									
<p>勉強は自分のために行うものであるという認識のもと、社員が受講することができる通信教育講座を用意し、当該通信講座を受講した社員に対し、研修修了後、受講料の一部（3分の1から2分の1の金額）を修了補助金として受講者に支給している。語学、パソコンソフトの操作及び簿記に関する知識を付与するための研修は、以下のような研修を採用している。</p>									
<p>表 A 株式会社における語学、パソコンソフトの操作及び簿記に関する研修</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="260 815 478 853">種別</th> <th data-bbox="478 815 1370 853">通信講座名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 853 478 1003">簿記関係</td> <td data-bbox="478 853 1370 1003"> 「日商簿記 1 級コース」等 5 講座 ※日商簿記 1 級コース：受講料 45,000 円、修了補助金 23,000 円 日商簿記 2 級コース：受講料 28,000 円、修了補助金 14,000 円 日商簿記 3 級コース：受講料 15,000 円、修了補助金 8,000 円 等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1003 478 1189">パソコン関係</td> <td data-bbox="478 1003 1370 1189"> 「Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす」等 10 講座 ※Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす : 受講料 11,550 円、修了補助金 3,000 円 CD-ROM で学ぶ Word&Excel コース：受講料 10,500 円、修了補助金 3,000 円 等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1189 478 1344">語学関係</td> <td data-bbox="478 1189 1370 1344"> 「TOEICR (350 点コース)」等 6 講座 ※TOEICR (350 点コース)：受講料 19,950 円、修了補助金 6,000 円 ハングル講座初級コース：受講料 28,350 円、修了補助金 9,000 円 中国語会話 (初級) コース：受講料 36,750 円、修了補助金 12,000 円 等 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	通信講座名	簿記関係	「日商簿記 1 級コース」等 5 講座 ※日商簿記 1 級コース：受講料 45,000 円、修了補助金 23,000 円 日商簿記 2 級コース：受講料 28,000 円、修了補助金 14,000 円 日商簿記 3 級コース：受講料 15,000 円、修了補助金 8,000 円 等	パソコン関係	「Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす」等 10 講座 ※Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす : 受講料 11,550 円、修了補助金 3,000 円 CD-ROM で学ぶ Word&Excel コース：受講料 10,500 円、修了補助金 3,000 円 等	語学関係	「TOEICR (350 点コース)」等 6 講座 ※TOEICR (350 点コース)：受講料 19,950 円、修了補助金 6,000 円 ハングル講座初級コース：受講料 28,350 円、修了補助金 9,000 円 中国語会話 (初級) コース：受講料 36,750 円、修了補助金 12,000 円 等	
種別	通信講座名								
簿記関係	「日商簿記 1 級コース」等 5 講座 ※日商簿記 1 級コース：受講料 45,000 円、修了補助金 23,000 円 日商簿記 2 級コース：受講料 28,000 円、修了補助金 14,000 円 日商簿記 3 級コース：受講料 15,000 円、修了補助金 8,000 円 等								
パソコン関係	「Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす」等 10 講座 ※Office 技ありコース～Word・Excel・PowerPoint を使いこなす : 受講料 11,550 円、修了補助金 3,000 円 CD-ROM で学ぶ Word&Excel コース：受講料 10,500 円、修了補助金 3,000 円 等								
語学関係	「TOEICR (350 点コース)」等 6 講座 ※TOEICR (350 点コース)：受講料 19,950 円、修了補助金 6,000 円 ハングル講座初級コース：受講料 28,350 円、修了補助金 9,000 円 中国語会話 (初級) コース：受講料 36,750 円、修了補助金 12,000 円 等								
<p>(注) 当省の調査結果による。</p>									
<p>[事例 2] B 株式会社の実施例</p>									
<p>社員個人の能力向上、資格取得のために 200 コース以上の通信講座を用意している。業務に直結する講座の修了者には受講料の全額を、部分的に業務に関係する講座の修了者には受講料の半額をそれぞれ支給し、業務に関係しない講座の受講については、受講料は全額個人負担することとしている。</p>									

表 2 - (1) - ④

件名	電気工事士（第一種、第二種）の資格を取得するための筆記及び実技の研修を、それぞれのコースを設けて実施している例
研修施設名	関東農政局土地改良技術事務所
所在地	埼玉県川口市南町 2-5-3
設置根拠	農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 285 条
主な研修対象者	関東農政局管内の職員、管内の地方公共団体の職員、土地改良区等の職員
定員	2 人

〔説明〕

関東農政局土地改良技術事務所において、研修に準じた位置付けで独自に実施している第一種電気工事士及び第二種電気工事士の資格取得を目的とした講習会については、①業務を遂行する上で保有していることが必須ではない資格を取得するためのものであり、国が費用を負担して実施する必要性は乏しいと考えられること、②他の地方農政局土地改良技術事務所で、電気工事士の資格取得を目的とした研修や講習会は、東北及び東海の各地方農政局土地改良技術事務所において第二種に係る資格取得のための講習会を実施しているのみであること、③これらの講習会には国の職員以外の者も参加しており、これらの者に対しても、国が研修に係る費用を負担して講習会を受講させていることとなることから、単独の研修コースとして実施する必要性は乏しいと考えられる。

1 関東農政局土地改良技術事務所における研修の実施状況

関東農政局土地改良技術事務所では、農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 285 条第 6 項において、「技術基準に関する研修の実施に関する事務」をつかさどることとされており、これに基づき、関東農政局管内の職員、関東農政局管内の地方公共団体の職員、土地改良区等の職員を対象として、農業農村整備事業に関する専門的・実務的な知識及び技術を付与するための研修を実施しており、平成 21 年度においては 7 研修を実施している。

関東農政局土地改良技術事務所では、国の職員以外の者についても研修の受講対象者としている理由について、農業農村整備事業は、国だけで完結するものではなく、例えば大きな幹線水路は国で管理を行うが、支線水路については地方自治体が管理しており、実施主体が異なるが一体的に行っていく必要があることから、国の技術基準を学ばせることが必要であるとしている。

2 関東農政局土地改良技術事務所で開催している資格取得を目的とした研修

上記 1 のとおり、関東農政局土地改良技術事務所においては、平成 21 年度に 7 研修を実施しているが、このほかに、業務上必要なものとして、研修に準じた位置付けで講習会を実施しており、これらの講習会の中には、次の表のとおり、電気工事士試験対策を内容とするなど、電気工事士の資格取得を目的として実施しているものがみられた。

表 関東農政局土地改良技術事務所で実施している電気工事士の資格取得を目的とした講習会の概要

(単位：日、人)

講習会名	目的	対象者	取得資格	資格取得を目的とすることを示す内容等	日数	受講者数
第一種電気工事士技能講習会（前期）	自家用電気工作物の工事、維持・管理及び運用に必要な技術職員を養成する。	関東農政局及び管内の都県、機構、土地改良区等の農業土木技術者で施設機械の計画・設計・施工等に従事する者	第一種電気工事士	[使用教材] ・前期用：「平成 21 年度版 第一種電気工事士筆記試験模範回答集」 ・後期用：「平成 21 年度版 第一種電気工事士技能試験候補問題できた！」 ・持参する工具は（財）電気技術者試験センターが配布する受験案内による。	2	3 (2)
第一種電気工事士技能講習会（後期）		第一種電気工事士技能講習会(前期)受講者			3	3 (2)
第二種電気工事士技能講習会（前期）	一般用電気工作物の工事、維持・管理及び運用に必要な技術職員を養成する。	関東農政局及び管内の都県、機構、土地改良区等の農業土木技術者で施設機械の計画・設計・施工等に従事する者	第二種電気工事士	[使用教材] ・前期用：「平成 21 年度版 第二種電気工事士筆記試験模範解答集」 ・後期用：「平成 21 年度版 第二種電気工事士技能試験受験テキスト」 ・持参する工具は（財）電気技術者試験センターが配布する受験案内による。	2	4 (6)
第二種電気工事士技能講習会（中期）		第二種電気工事士の筆記試験免除者			2	2 (1)
第二種電気工事士技能講習会（後期）		第二種電気工事士技能講習会(前期)受講者			3	2 (3)

(注) 1 農林水産省からの提出資料に基づき当省が作成した。

2 「受講者数」欄の上段の数値は、国の職員（関東農政局及び管内の出先機関に勤務する職員）の受講者数を、下段の数値は、国の職員以外の受講者数（外数）を表す。

上表のとおり、これらの講習会は、テキストとして電気工事士の資格試験用の問題集を使用するとともに、実習で使用する工具は資格試験の受験案内に示されたものを使用して実施しており、電気工事士（第一種及び第二種）の資格取得を目的とした講習会となっている。

このことについて、関東農政局土地改良技術事務所では、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条に基づき、農業農村整備事業で造成される自家用電気工作物について保安規程を定めて適切な保安業務を行うこととされていることから、当該電気工作物に関する知識の習得が必要であるとしている。

3 他の研修施設における電気工事士の資格取得を目的とした研修の実施状況

① 地方農政局土地改良技術事務所における実施状況

関東農政局土地改良技術事務所のほかに、電気工事士の資格取得を目的とした研修や講習会

を実施している土地改良技術事務所は、東北及び東海の各地方農政局土地改良技術事務所のみとなっていることから、土地改良技術事務所において、必ずしも電気工事士の資格取得を目的とした研修を実施する必要はないものと考えられる。

なお、関東農政局土地改良技術事務所が実施している講習会には、国の職員以外の者も参加しており、これらの者に対しても国が研修に係る費用を負担して講習会を受講させている状況となっている。

② 他府省の研修施設における実施状況

関東農政局土地改良技術事務所では、土地改良事業において造成された電気工作物の保安業務に活用することができるとして、電気工事士の資格を取得するための研修を実施しているが、同様の業務を実施している国土交通省の研修施設においては、同資格を取得するための研修を実施していない。

効果

関東農政局土地改良技術事務所において独自に実施している電気工事士の資格取得を目的とした講習会を廃止することにより、当該研修に係る経費が 800,645 円削減されることとなる。

表 2 - (1) - ⑤

件名	研修施設において、業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的とした研修を実施しているもの				
[説明]					
<p>研修施設において実施している研修の中には、当該研修の受講に併せて各種の資格試験等の受験を奨励等しているものが7府省33研修施設の109研修でみられた。これらの大部分は、業務遂行上活用することができる知識・技能を付与するために実施され、その研修の効果を客観的に測定するなどの目的でこのような方法がとられているが、中には、業務遂行のために職員が資格を保有していることが必須ではないにもかかわらず、業務に活用することができる知識・技能を付与するためとして、資格取得そのものを目的とした研修を実施している例がみられる。</p> <p>研修施設において、業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的とした研修を実施しているものは、次の表のとおり、1府省8研修施設の21研修となっている。</p>					
表 研修施設で実施している業務遂行上保有することが必須ではない資格の取得を目的とした研修 (平成 21 年度)					
(単位：人)					
府省名	研修施設等名	研修名	資格取得を目的とすることを示す内容等	受講者数	取得資格
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	施工管理Ⅰ研修	[対象者] 東北農政局の職員及び県、森林農地整備センター、土地改良事業団体連合会の職員で、1級土木工事施工管理技術検定の受験者	18	1級土木施工管理技士
		第二種電気工事士講習会	[対象者] 東北農政局の職員及び県、森林のうち整備センター、土地改良事業団体連合会の職員で、第二種電気工事士の受験者	9	第二種電気工事士
		技術士技能Ⅰ講習会	[対象者] 東北農政局の職員で、専門官クラス以上又はこれと同等の知識を有する者で技術士第一次試験の受験者	7	技術士補
		技術士技能Ⅱ講習会	[対象者] 東北農政局の職員で、専門官クラス以上又はこれと同等の知識を有する者で技術士第一次試験の合格者	5	技術士
	関東農政局土地改良技術事務所	実践技術研修(施工管理コース)	[研修内容] 土木施工管理全般にかかる講義及び土木施工管理技術検定の受験対策	21	1級土木施工管理技士
		第一種電気工事士技能講習会(前期)	[使用教材] ・前期用：「平成21年度版第一種電気工事士筆記試験模範解答集」	5	第一種電気工事士(筆記)
		第一種電気工事士技能講習	・後期用：「平成21年度版	5	第一種電気工事士(実技)

		会（後期）	第一種電気工事士技能試験候補問題できた！」 ・持参する工具は財団法人電気技術者試験センターが配布する受験案内による。		
		第二種電気工事士技能講習会（前期）	[使用教材] ・前期用：「平成 21 年度版第二種電気工事士筆記試験模範解答集」	10	第二種電気工事士（筆記）
		第二種電気工事士技能講習会（中期）	・後期用：「平成 21 年度版第二種電気工事士技能試験受験テキスト」	3	第二種電気工事士（実技） ※筆記試験免除者
		第二種電気工事士技能講習会（後期）	・持参する工具は財団法人電気技術者試験センターが配布する受験案内による。	5	第二種電気工事士（実技）
	東海農政局土地改良技術事務所	実践技術研修（施工管理Ⅰ）	[対象者] 北陸・東海・近畿農政局の職員並びに北陸・東海・近畿農政局管内の農村振興施策に携わる府県、土地改良事業団体連合会及び独立行政法人の職員で、当該年度の 1 級土木施工管理技士試験の受験願書提出者で、受験資格がある技術者	9	1 級土木施工管理技士
		電気工事技能講習会Ⅱ	[対象者] ①東海農政局職員で、施設機械設備の計画・設計・施工・維持及び管理に従事している職員、②東海農政局管内で機械設備の維持管理及び運用に従事している県及び土地改良事業団体連合会の職員、③①及び②の者で第二種電気工事士試験の受験願書提出を原則とする。	9	第二種電気工事士
	北陸農政局土地改良技術事務所	実践技術研修（施工管理Ⅱ）	[対象者] 北陸・東海・近畿農政局の職員並びに北陸・東海・近畿農政局管内の農村振興施策に携わる府県、土地改良事業団体連合会及び独立行政法人の職員で、当該年度の 2 級土木施工管理技士試験の受験願書提出者で、受験資格がある技術者	17	2 級土木施工管理技士
		技術士技能	[研修内容] 技術士試験制度について	4	技術士
	中国四国農政局土地改良技術事務所	実践技術研修（施工管理Ⅰ）	[対象者] 中国四国農政局の職員及び中国四国農政局管内の県、独立行政法人、土地改良事業団体連合会の職員であって、1 級土木施工管	16	1 級土木施工管理技士

			理技士の受験資格がある技術者で、本年度受験予定者		
		実践技術研修 (施工管理Ⅱ)	[対象者] 中国四国農政局の職員及び中国四国農政局管内の県、独立行政法人、土地改良事業団体連合会の職員であって、2級土木施工管理技士の受験資格がある技術者で、本年度受験予定者		2級土木施工管理技士
	九州農政局土地改良技術事務所	実践技術研修 (施工管理Ⅰ)	[対象者] 九州農政局及び沖縄総合事務局の職員並びに管内の県、独立行政法人及び土地改良事業団体連合会の職員で、1級土木施工管理技士の受験資格のある農業土木技術者 [研修内容] 1級土木施工管理技術検定試験の出題範囲を中心とする科目の講義、演習	18	1級土木施工管理技士
	農林水産研修所つくば館	乾燥貯蔵施設研修(*)	[実施要領] 乾燥設備作業主任者技能講習の受講資格は、労働安全衛生規則別表第6の規定による ※ 本研修は、乾燥設備作業主任者の資格取得要件となる技能講習として実施されているもの	5	乾燥設備作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	乾燥貯蔵施設コース(*)		5	
		トラクタエンジン高度整備技術コース(*)	[研修内容] トラクタエンジンのより高度な技能(三級整備士クラス)の修得のための構造・機能及び分解・組立技術の総合的、体系的な講義及び実習	5	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
		大型特殊自動車及びけん引操作基本研修(*)	[研修内容] トラクター、ホイールローダー及びトレーラーの操作に係る基本技能と安全知識等の講義及び実習	92	大型特殊自動車免許、牽引(農耕車限定)免許

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修名」欄に「(*)」を付した4研修は、本項目(4)において、「近隣の専門学校等からの要請に応じて実施し、研修施設の本来の設置目的外のものとなっている研修」として掲記している研修である。

表 2 - (1) - ⑥

件名	森林インストラクターの資格を取得するための研修を実施しているもの
調査対象機関名	農林水産省四国森林管理局
所在地	高知県高知市丸ノ内 1-3-30
設置根拠	農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号）第 33 条
主な研修対象者	国有林野事業に従事する職員

[説明]

四国森林管理局が実施している森林インストラクターの資格取得のための研修については、取得した資格は個人に帰属するものであるが、林野庁が策定した「資格取得促進対策実施要領」（平成 6 年 7 月 22 日付け林野管人第 84 号）において、職員が取得しようとする場合に、資格を取得することを促すための措置（以下「資格取得促進措置」という。）を講ずる対象資格として挙げられている。また、同局及び管内森林管理署等において森林環境教育の指導者を養成することとして、受講者に研修テキストを配布して自習させる通信方式で研修を実施している。

しかしながら、森林インストラクターの資格取得のための研修については、①業務を遂行する上で保有していることが必須ではない資格を取得するためのものであること、②森林インストラクターの資格取得のための研修を実施しているのは四国森林管理局のみであることから、国が研修に係る費用を全額負担して実施する必要性は乏しいと考えられる。

1 林野庁における国有林野事業に従事する職員に対する研修の実施体制

農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号）第 33 条の規定に基づき、林野庁の地方支分部局として 7 森林管理局が置かれている。林野庁は、国有林野事業に従事する職員の研修の実施について定めた国有林野事業職員研修規程（昭和 44 年林野庁訓令第 1 号）において、研修の種類、課程及び実施機関を表 1 のとおり規定しており、各森林管理局においては、新規採用研修、養成研修の一部、業務研修の一部及び技能研修を実施することとされている。

表 1 国有林野事業職員研修規程（昭和 44 年林野庁訓令第 1 号）（抜粋）

(研修の種類、課程及び実施機関)		
第 3 条 研修の種類、課程及び実施機関は、次のとおりとする。		
種類	課程	実施機関
新規採用研修	Ⅱ 種研修	森林管理局
	Ⅲ 種研修	森林管理局
養成研修	森林官養成科	森林管理局
	専攻科	森林技術総合研修所
業務研修	署長研修	森林技術総合研修所
	次長等研修	森林技術総合研修所
	課長等研修	森林技術総合研修所
	専門業務研修	森林技術総合研修所、森林管理局
	一般業務研修	森林技術総合研修所、森林管理局
技能研修	—	森林管理局

(注) 農林水産省の資料による。

また、林野庁では、森林空間総合利用、林野・土地売払い、森林土木及び経理の業務分野において専門家の育成を図るため、職員の自己啓発を促進する必要があるとして、「資格取得促進対策実施要領」を定め、業務上の必要性が高いと認められる資格を取得しようとする職員について、表2のとおり、資格取得促進措置を講ずることとしている。

表2 資格取得促進対策実施要領の概要

事項	内容
対象とする資格	森林インストラクター 宅地建物取引主任者 土木施工管理技士1級及び2級 商業簿記2級及び3級（日本商工会議所検定試験）
資格取得促進措置	資格取得のための試験については、出張等により受験させる。 受験手数料、資格登録手数料等については、国費支弁とする。 上記の措置については、個々の職員につき一度の資格取得試験の機会に限り実施する。
資格を取得させる職員の決定	過去に本対策による資格取得促進措置を受けたことのない職員の中から森林管理局長が、取得させる資格の種類及び当該資格を取得するために受験すべき試験等の時期を指定して、決定するものとする。

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

上表のとおり、資格取得促進措置の内容としては、個々の職員につき一度の資格取得試験に限り、受験手数料、資格登録手数料等について国費支弁とするものとなっているが、資格取得のための研修の実施については記載されていない。

2 四国森林管理局における資格取得のための研修の実施状況

四国森林管理局では、「平成21年度四国森林管理局職員研修基本方針」において、資格取得を目指す職員を対象として実施する通信研修について、他の研修とともに重点事項として位置付けており、具体的には、「測定（通信研修）」（測量士補の資格取得のための研修）及び「森林インストラクター（通信研修）」（森林インストラクターの資格取得のための研修）の2研修を実施することとしている。

当該2研修の概要は表3のとおりである。

表3 四国森林管理局で実施している資格取得のための研修の概要

事項	森林インストラクター（通信研修）	測定（通信研修）
目的	森林環境教育の知識を習得させるとともに、森林インストラクターの資格取得を目指す。	測定業務全般についての必要な知識を習得させるとともに、測量士補の資格取得を目指す。
形態	通信研修（一部、内部講師によるスクーリング）	通信研修（一部、内部講師によるスクーリング）
内容	森林、林業、森林内の野外活動、安全及	測定の基礎知識、規程、国有林野境界管

	び教育	理、測量機材の取扱い及び測量、測量士補試験対策
期間	9 か月	9 か月
経費	152,720 円 ※受講者旅費：68,000 円 講師謝金額：4,900 円 参考書代金：79,820 円	134,100 円 ※受講者旅費：100,800 円 参考書代金：21,700 円 測量士補受験申請代金：11,600 円
受講者数	平成 20 年度：3 人 平成 21 年度：5 人	平成 20 年度：5 人 平成 21 年度：4 人

(注) 1 農林水産省の提出資料に基づき本省が作成した。

- 2 森林インストラクターとは、森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林で野外活動指導を行う者としての資格であり、昭和 62 年に設立された農林水産省所管の公益法人である社団法人全国森林レクリエーション協会が同資格に係る認定試験を実施している。

四国森林管理局では、「森林インストラクター（通信研修）」について、「資格取得促進対策実施要領」において、職員が取得しようとする場合に資格取得促進措置を講ずる資格として掲記されていることから、同局及び管内森林管理署等において森林環境教育の指導者を養成するためとして、研修テキストを購入し受講者に配布して自習させる通信方式で実施しており、平成 20 年度と同研修の受講者数は 3 人、21 年度の受講者数は 5 人となっている。

このような、森林インストラクターの資格を取得するための研修を実施しているのは、林野庁に置かれている 7 森林管理局のうち四国森林管理局のみとなっている。

また、四国森林管理局で実施している「森林インストラクター（通信研修）」については、国が受講に係る費用を全額負担しているほか、各研修の受講後 1 回分の各資格試験の受験料を国が全額負担している。

一方、平成 20 年度及び 21 年度における、林野庁全体での森林インストラクターの資格試験の合格者は表 4 のとおりである。

表 4 林野庁における森林インストラクター資格試験の合格状況

(単位：人)

森林管理局	20 年度	21 年度	計
北海道森林管理局	2	0	2
東北森林管理局	0	3	3
関東森林管理局	2	4	6
中部森林管理局	0	2	2
近畿中国森林管理局	6	2	8
四国森林管理局	1	1	2
九州森林管理局	0	0	0
計	11	12	23

(注) 1 本省の調査結果による。

2 表中の太線で囲んだ森林管理局は、森林インストラクターの資格を取得することを目的とした研修を実施している森林管理局である。

3 平成 21 年度における四国森林管理局の合格者 1 名は、19 年度の「森林インストラクター（通信研修）」を受講した者である。

効果

四国森林管理局が実施している森林インストラクターの資格取得のための研修を廃止することにより、研修実施に要した経費 152,720 円が削減されることとなるとともに、事務負担の軽減につながる。

表 四国森林管理局が実施した資格取得のための研修に要した経費
(平成 21 年度)

研修名	研修経費
森林インストラクター (通信研修)	・受講生旅費 : 68,000 円 ・講師謝金額 : 4,900 円 ・参考書代金 : 79,820 円
	152,720 円

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-⑦

件名	パソコンソフト（ワード及びエクセル）の操作に関する基礎的な知識を付与するための研修について、職員自身で学習することとして廃止したもの
研修施設名	財務省財務総合政策研究所北九州研修支所
所在地	福岡市博多区博多駅東 2-11-1
設置根拠	財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 4 条第 66 号 財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 67 条第 1 項第 5 号
主な研修対象者	財務省の職員（沖縄総合事務局において、財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）
定員	2 人

[説明]

財務総合政策研究所北九州研修支所（以下「北九州研修支所」という。）では、ワード及びエクセルの操作に関する基礎的な知識については職員自身で学習することとして、それらの研修を廃止し、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 北九州研修支所におけるパソコン研修の実施状況

北九州研修支所では、財務総合政策研究所研修規則（平成 13 年財務総合政策研究所訓令第 3 号）第 3 条第 1 項に基づいて財務総合政策研究所研修部が毎年度策定する「地方研修計画基準」に沿って、「地方研修計画」を策定して研修を実施しており、平成 21 年度においては 25 研修を実施している。このうち、パソコンソフトの操作に関する知識を付与する研修については、表 1 のとおり 4 研修を実施している。

表 1 北九州研修支所におけるパソコン研修の実施状況（平成 21 年度）

（単位：日、人、円）

研修名	実施内容	実施方法	研修期間	受講者数	研修経費
Word 応用	Word に係る知識・操作を習得	研修実施委託先の教室で実施	1	10	95,025
Excel 応用	Excel に係る知識・操作を習得		1	13	120,240
Power Point	Power Point に係る知識・操作を習得		1	9	90,440
Access	Access に係る知識・操作を習得		2	9	172,580

（注）財務省の資料に基づき当省が作成した。

これら 4 研修は、平成 21 年度においては、A 社のインストラクターに講師を依頼し、同社の教室を会場として実施しており、講師謝金を支出している。

一方、北九州研修支所では、上記のパソコン研修とは別に、職員に対するアンケート調査において要望があったことを受けて、平成 20 年度に、ワード及びエクセルの基礎的な知識、操作方法を習得する研修として、「Word 基礎」及び「Excel 基礎」の 2 研修を新設することとした。しかし、

パソコンが広く普及し、これらのパソコンソフトを操作することができる職員が多いことから、職員自身で学習することで足りると判断し、同年度の研修の実施を見送るとともに、21年度以降、両研修を廃止している。

2 パソコン研修の廃止に係る経費の試算

上記1のとおり、北九州研修支所においては、平成20年度に新設した「Word基礎」及び「Excel基礎」の2研修について、平成20年度に中止したまま21年度に廃止しているが、廃止したことにより削減された研修経費を試算すると、212,682円（注）となる。

（注） 上記の平成21年度に実施したパソコン研修4研修の実施経費を基に、同年度に廃止した「Word基礎」及び「Excel基礎」について、1研修当たりの経費を試算すると、以下のとおりである。

表2 平成21年度に廃止したパソコン研修1研修当たりの経費（試算）

（単位：円）

項目	試算額	試算内容
1日当たり講師謝金額	52,920	平成21年度実施の4研修の1日当たりの講師謝金額
受講生に係る旅費	28,221	平成21年度実施の4研修の受講生に係る旅費の平均額 (35,820+16,905+43,640+16,520) ÷ 4
その他経費	25,200	平成21年度実施の4研修の講師謝金及び旅費以外に要した経費の平均額 (31,500+25,200+23,100+21,000) ÷ 4
計	106,341	—

（注） 当省の調査結果による。

効果

基礎的な内容のパソコン研修2研修を廃止したことにより、それらの研修に係る経費212,682円（試算）が削減されたこととなる。

表 2 - (1) - ⑧

件名	パソコンソフト（パワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、職場において、操作することができる職員が指導することとして廃止したもの
調査対象機関名	農林水産省本省
所在地	東京都千代田区霞が関 1-2-1
設置根拠	—
主な研修対象者	農林水産省本省の職員
体制	農林水産省大臣官房秘書課

[説明]

農林水産省本省では、活用できる職員が比較的少ないと考えられるパソコンソフトの操作方法に関する知識・技能を付与するためのパソコン研修について、職員自身による習得が可能との判断から廃止し、OJTにより実施するよう見直しを行っており、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 農林水産省本省におけるパソコン研修の実施状況

農林水産省本省では、大臣官房秘書課において、「農林水産省職員研修要領」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 秘第 602 号。以下「研修要領」という。）を策定しており、研修要領に基づき毎年度の研修計画及び個別の研修の実施要領を作成して、農林水産省職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号）の適用者を除く。）に対する研修を実施している。

研修要領においては、研修の種類として「計画的養成研修」（職員の段階に応じて実施する研修）及び「能力開発研修」（農林水産行政に求められる特定の能力を向上させるための研修）の 2 種類を位置付けており、平成 21 年度においては、両研修を合わせて 18 研修を実施している。

2 「IT 能力向上研修」について

研修要領において「能力開発研修」に位置付けられている「IT 能力向上研修」は、パワーポイントの操作に関する知識を付与するための研修で、平成 19 年度まで、省内の会議室において集合形式により実施していた。

平成 19 年度における「IT 能力向上研修」の概要は次の表のとおりである。

表 「IT 能力向上研修」の概要

事項	概要
研修目的	アプリケーションソフトの更なる利用による、IT を活用した職員の業務遂行の能力向上を目的とする。
研修内容	省内のレクチャー用資料等の作成に用いるパワーポイントについて、効果的な文書作成スキルを付与する。
研修対象者	原則として本省庁に勤務する課長補佐以下の者
研修場所	大臣官房秘書課研修室
研修実施期間	平成 19 年度：1 日

研修受講者数	平成 19 年度：20 名
研修費用	平成 19 年度：201,600 円

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

しかし、農林水産省では、パワーポイントの基本的操作を行うことができる職員が増えてきたとの判断から、平成 20 年度以降、省内の会議室において集合形式により実施する方法を見直し、職場内において、パワーポイントの操作を行うことができる職員が、操作を行うことができない職員に対して指導を行う O J T により実施することとして、同研修を廃止している。

なお、上記のとおり、「I T 能力向上研修」は平成 20 年度以降廃止されているが、21 年度における研修要領には記述された状態となっている。その内容をみると、「業務遂行上必要な情報システム等のより高度な I T スキルや知識を習得させる。」とされており、難易度として初歩的な内容の研修とは位置付けられていない（研修要領における「I T 能力向上研修」に関する記述は、平成 22 年度以降削除されている。）。

効果	平成 20 年度以降、「I T 能力向上研修」を廃止したことで、研修に要していた経費 201,600 円が削減されている。
----	---

表2-(1)-⑨

件名	集合形式により実施していたパソコンソフト（ワード及び一太郎）の操作に関する初歩的な知識を付与するための研修について、職員への浸透が図られ受講者が減少してきているとして休止したもの
調査対象機関名	厚生労働省本省
所在地	東京都千代田区霞が関 1-2-2
設置根拠	—
主な研修対象者	厚生労働省本省の職員
体制	厚生労働省統計情報部企画課

[説明]

厚生労働省本省では、パソコン研修を実施するに当たり、省内イントラネットを活用したオンライン研修（eラーニング）を取り入れて効率的に研修を実施している。さらに、パソコン研修のうち、活用することができる職員が多くなってきたパソコンソフトの操作に関する知識を付与する研修で受講者が減少してきたものについては、実施方法の見直しを行い、集合研修で実施していたものはオンライン研修に移行することにより、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 厚生労働省本省におけるパソコン研修の実施状況

厚生労働省本省では、職員が情報システム等を活用して事務・事業の効率化を進めていくために、職員の情報処理能力を高めることを目的として、統計情報部企画課において、職員を対象とした情報処理研修を実施している。

研修の実施に当たっては、統計情報部企画課が毎年度研修方針を策定しており、平成21年度においては、「平成21年度情報処理研修方針」に基づき、表1のとおり、パソコンソフトの操作方法を習得するための研修を実施している。

表1 パソコンソフトの操作方法を習得するための研修の実施状況（平成21年度）

(単位：人、円)

研修名		日数等	受講者数	研修経費
集合研修	MS-Excel2007 基礎（1回目）*	3時間	16	104,906
	MS-Excel2007 基礎（2回目）*	3時間	4	87,811
	MS-Excel2007 応用①（1回目）	1日	17	142,275
	MS-Excel2007 応用②（1回目）	1日	13	107,625
	MS-Excel2007 応用①（2回目）	1日	7	126,682
	MS-Excel2007 応用②（2回目）	1日	7	107,625
	MS-Excel2007 関数	1日	8	124,110
	MS-Excel2007 関数	1日	9	124,110
	MS-Excel2007 データ分析機能（1回目）	3時間	11	92,347
	MS-Excel2007 データ分析機能（2回目）	3時間	8	92,347
	MS-Excel2007VBA	2日	12	323,799
	MS-Word2007 応用①（1回目）	3時間	14	104,475
	MS-Word2007 応用②（1回目）	3時間	12	78,487

	MS-Word2007 応用①（2回目）	3時間	6	94,080
	MS-Word2007 応用②（2回目）	3時間	8	78,488
	MS-Word2007 書式設定	3時間	12	95,413
	MS-Word2007 差込印刷	3時間	6	83,695
	一太郎 2009 応用（1回目）	3時間	8	94,542
	一太郎 2009 応用（2回目）	3時間	2	78,487
	MS-PowerPoint2007 基礎 （1回目）	1日	10	127,827
	MS-PowerPoint2007 基礎 （2回目）	1日	10	120,057
	MS-PowerPoint2007 応用 （1回目）	1日	8	95,813
	MS-PowerPoint2007 応用 （2回目）	1日	6	11,020
	MS-Access2007 基礎①・②	2日	14	241,668
	MS-Access2007 基礎①・②	2日	4	216,804
	MS-Access2007 応用	2日	8	230,842
	小計	—	240	3,292,335
オンライン研修	一太郎 2009 *	—	40	※厚生労働省 ネットワークシステム 調達の一部として実施 しており、 個々の研修 経費は不明
	MS-Word2007 基礎 *	—	90	
	MS-Excel2007 基礎 *	—	61	
	一太郎 2009 応用	—	40	
	MS-Word2007 応用	—	45	
	MS-Excel2007 応用	—	42	
	MS-Excel2007 マクロ・VBA	—	43	
	MS-Access2007	—	39	
	MS-PowerPoint2007 基礎	—	49	
	MS-PowerPoint2007 応用	—	23	
	MS-Visio2007	—	22	
	小計	—	494	
合計	—	734		

(注) 1 厚生労働省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 「研修名」欄に「*」を付した研修は、「平成 21 年度情報処理研修方針」において、「基礎研修」と位置付けられている研修であり、それ以外の研修は「専門研修」と位置付けられている研修である。

3 「集合研修」の各研修に係る経費は、いずれも各研修の実施に係る委託契約額となっている。

厚生労働省本省では、平成 19 年度から、パソコン研修の基礎コースの一部（一太郎 2009 基礎及び MS-Word2007 基礎）について集合研修を休止し、「平成 21 年度情報処理研修方針」においても「集合研修においては、アプリケーションソフトウェアの基礎・応用相当の研修のほか、引き続き項目別に特化し、より細かな機能紹介を行う研修を実施し、職員の一層のスキルアップを目指す。なお、Word 基礎・一太郎基礎コースについては、職員への浸透が図られ、受講者が減少してきているため、集合研修に換えて自習室（注）の利用を促す事とし、前年度に引き続き研修を休止とする。」と明記している。

(注) 「平成 21 年度情報処理研修方針」に記載されている「自習室」とは、厚生労働省内のイントラネット上に設けられたオンライン研修システムであり、一太郎 2009 基礎及び MS-Word2007 基礎の 2 研修については、集合研修は休止しているが、「自習室」での受講（eラーニング）は可能となっている。

2 厚生労働省本省におけるパソコン研修でのオンライン研修システムの活用状況

上記1のとおり、厚生労働省本省では、情報処理研修にオンライン研修システムによる研修を取り入れているが、平成21年度における集合研修及びオンライン研修システムを活用した研修それぞれの実績をみると、表2のとおりである。

表2 パソコン研修の実施方法等別受講実績（平成21年度）

（単位：研修、人）

区 分	集合研修	オンライン研修	計
研修数	26	11	37
受講者総数	240	494	734
1研修当たり 受講者数	9.2	44.9	19.8
研修経費	3,292,335	※厚生労働省ネットワークシステム調達の一部として実施	—

（注） 当省の調査結果による。

上表のとおり、集合研修で実施したパソコン研修26研修の1研修当たりの受講者数は9.2人であるのに対し、オンライン研修システムを活用した研修11研修の1研修当たりの受講者数は44.9人であり、平均受講者数において4倍以上となっている。これは、職員が自席でいつでも研修を受講することができるとともに、一人で複数の研修を自由に受講することができることなどによるものと考えられる。

また、当該26研修については、それぞれの研修の実施について民間事業者と委託契約を締結しており、研修に係る委託契約額の総額は3,292,335円に上っている（集合研修受講者一人当たりの研修経費は13,718円）。一方、オンライン研修システムを活用した研修については、厚生労働省ネットワークシステム調達の一部として実施しており個別の研修に係る経費は不明であるものの、研修ごとに委託契約を締結することなく、業務遂行上必要となるネットワークシステムの調達の一部として実施することが可能となっている。

効果

1研修当たりの受講者数は、集合研修9.2人に対し、オンライン研修44.9人となっており、オンライン研修の導入は受講機会の拡大につながっている。

また、研修ごとに実施委託契約を締結することなく、業務遂行上必要となるネットワークシステムの調達の一部として実施しており、事務の効率化にもつながっている。

表 2 - (1) - ⑩

件名	パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講対象者を中級程度以上の知識・技能を有する者に限定して実施することとしたもの
研修施設名	税関研修所沖縄支所
所在地	沖縄県那覇市通堂町 4-17（沖縄地区税関内本関内） 沖縄県浦添市沢岬 1-45-9（沖縄地区税関浦添分室）
設置根拠	財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 4 条第 66 号 財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 66 条
主な研修対象者	財務省の職員（税関行政に従事する職員）
定員	1 人

[説明]

税関研修所沖縄支所（以下「沖縄支所」という。）において実施している「パソコン研修」（年 2 回実施。1 回目はエクセルの応用操作、2 回目はパワーポイントの操作）については、既に職員はパソコン操作の基礎的な技能に習熟しているものと判断し、募集人員を減少させて受講する必要がある職員に絞り込んで実施することとして、研修の効率的な実施が図られている。

○ 沖縄支所におけるパソコン研修の実施状況

沖縄支所では、沖縄地区税関本関内に事務室を置いて、沖縄地区税関及びその下部機関（支署、出張所等）に勤務する職員を主な対象として研修を実施しており、平成 21 年度においては 14 研修を実施している。このうち、パソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修では、次の表のとおり、基礎的な知識を付与するための研修は実施しておらず、中級程度以上の知識・技能を有する者のみを対象とした研修を実施している。

表 沖縄支所におけるパソコン研修の実施状況（平成 21 年度）

研修名	目的	受講対象者等
第 1 回パソコン研修	Excel2007 での様々なデータ分析やデータ管理の応用を修得	エクセル操作に関する中級程度以上の知識・技能を有する者（5 名）
第 2 回パソコン研修	パワーポイントの技能を修得することにより、会議、研修等の資料作成、プレゼンテーションを行えるようにし、効率的な事務処理を図る。	ワード、エクセル等のパソコン操作に関する中級程度の知識・技能を有する者（5 名）

（注）財務省の資料に基づき当省が作成した。

沖縄支所では、上表のとおり、パソコン研修の募集人員をそれぞれ 5 人に限定していることについて、数年前までは年 5 回実施し、総受講者数は 40 人程度いたが、年を追うごとに、職員はパソコン操作の基礎的な技能に習熟してきているものと判断し、広範囲の職員に受講させるということではなく、受講する必要がある職員に絞り込んで実施することとして、最低限の人員を募集することとしたとしている。

また、これにより、受講者が多すぎるという状況がなくなり、研修効果を上げることも期待できるとしている。

効果	沖縄支所において実施している「パソコン研修」について、募集人員を減少させて受講する必要がある職員に絞り込んで実施することとして、研修の効率的な実施を図っている。
----	--

表 2 - (1) - ⑪

件名	簿記研修（3級レベルコース）を実施している例
研修施設名	税関研修所東京支所
所在地	東京都江東区青海 2-7-11
設置根拠	財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 4 条第 66 号 財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 66 条
主な研修対象者	財務省の職員（税関行政に従事する職員）
定員	3 人

〔説明〕

税関研修所東京支所（以下「東京支所」という。）において実施している「簿記研修（3級レベルコース）」については、i）税関研修所本所（以下「本所」という。）において「自己啓発研修」という位置付けで受講を奨励している通信講座「日商簿記検定講座 3 級コース」、「日商簿記検定 3 級受験」と同様の内容のものを、各支所のうち東京支所のみが独自に集合研修として実施していること、ii）基礎的な知識を付与するための研修であることから、集合形式で行わなければその目的が達せられないものではないこと、iii）各研修施設において簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているものは少ない一方、各府省や民間企業において、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修について通信講座を採用して受講させている例がみられること等を踏まえ、本所の自己啓発研修にゆだねることとしても支障はないものと考えられる。

1 東京支所における簿記研修の実施状況

東京支所では、東京税関及びその下部機関（東京都、山形県、新潟県、群馬県、埼玉県及び山梨県の 1 都 5 県と千葉県の一部（新東京国際空港とその周辺地域等）に所在する支署、出張所等）に勤務する職員を主な対象として研修を実施しており、平成 21 年度においては 51 研修を実施している。

東京支所では、平成 21 年度において、表 1 のとおり、簿記の基礎的な知識を付与するための研修を、国が研修に係る経費を全額負担して実施しており、同研修の実施に要した経費は、表 2 のとおりである。

表 1 東京支所で実施している簿記の基礎的な知識を付与するための研修（平成 21 年度）

（単位：日、人）

研修名	受講対象者	日数	研修方法等	受講者数
簿記研修（3級レベルコース）	職務上、会計帳票等を使用して調査を行う部門等に所属する者（輸出入事後調査、審理、保税、収納及び関税評価事務等に従事する者）	7	講師を依頼し、東京支所研修教室で実施 簿記検定 3 級を受験	9

（注）財務省の資料に基づき当省が作成した。

表2 「簿記研修（3級レベルコース）」の実施に係る経費（平成21年度）

（単位：円）

受講者に 係る旅費	研修委託 契約額	講師 謝金額	講師等に 係る旅費	簿記検定 受験料	その他 の経費	計
48,560	0	362,880	0	20,000	18,000	449,440

（注）1 当省の調査結果による。

2 「その他の経費」の18,000円は、研修に係るテキスト代金である。

また、「簿記研修（3級レベルコース）」は、1日6時間・6日間の講義の後、最終日は3時間かけて模擬試験を実施するとともに、研修受講後、簿記検定3級の受験を義務付け、合格者に対し、その受験料を東京支所が全額負担することとしている。

簿記検定3級の受験を義務付けていることについて、東京支所では、研修はその効果を上げる必要があり、検定試験等は効果を測定する最も明確な指標として用いることができることを挙げている。

なお、東京支所では、研修終了後、指定した簿記検定に合格できなかった者に対しては受験料を負担しておらず、当該職員がその後再度同一の検定試験等を受験して合格した場合でも、受験料は自己負担させることとしている。

2 本所及び各支所における簿記研修の実施状況

本所では、毎年度、「研修計画大綱」、「本所研修実施計画」及び「支所研修実施計画策定基準」を策定しており、平成21年度は、「平成21年度研修計画大綱」において、幅広い知識の習得を図る研修等の充実を図る観点から「自己啓発研修」を実施することとしている。本所では、自己啓発研修のメニューとして、語学44講座、電算機24講座、簿記5講座等、計143講座の通信講座を指定して受講を奨励しており、所定の受講期限までに受講を終了した職員に対しては、助成金として、受講料の半額を受講者に支給することとしているほか、優良な成績で終了した場合は、受講料の全額を支給することとしている。また、「平成21年度支所研修計画策定基準」の別紙「自己啓発支援実施要領」により、各支所においても「支所の実情に応じ適宜指定する。」として、自己啓発研修を実施することとしている。

本所が指定している通信講座のうち、簿記に関する知識を付与するためのものは、上記のとおり5講座であり、その概要は表3のとおりである。

表3 本所が自己啓発研修として指定している簿記に関する通信講座（平成21年度）

（単位：月、円）

研修名	受講期間	受講料	助成予定額
日商簿記検定3級受験	3	14,700	7,300
日商簿記検定講座3級コース	4	16,000	8,000
日商簿記検定2級受験	4	16,800	8,400
日商簿記検定講座2級コース	6	23,000	11,500
日商簿記検定1級受験	8	35,700	17,800

(注) 財務省の資料に基づき当省が作成した。

以上のとおり、本所においては簿記研修を「自己啓発研修」と位置付けて通信講座を指定しているが、それぞれの通信講座の受講後、簿記検定の受験を義務付けておらず、受験料を負担することともしていない。また、指定している通信講座の中には、簿記3級程度の講座も含まれているにもかかわらず、東京支所においては、同様の研修を集合形式で実施している。

さらに、税関研修所には、函館支所（函館市）、東京支所（東京都）等9支所が設置されているが、平成19年度から21年度までに、支所において、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を、国が研修に係る経費を全額負担して実施しているのは東京支所のみとなっている。

なお、東京支所においては、平成22年度から、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を廃止している。

3 各府省等における、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修の実施状況

簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修は、3府省3研修施設の3研修で実施されている一方、各府省の中には、表4のとおり、このような知識を付与する研修については、研修経費の縮減、研修事務負担の軽減など効率的な研修の実施の観点から、各職員の都合に合わせて自ら学習することができる通信研修等を採用しているものがみられた。

表4 各府省における簿記に関する知識を付与する研修の実施状況及び考え方

府省名	実施方法等
金融庁	職員の能力向上のため、平成20年度においては6研修について民間業者が実施している通信研修を活用している。受講の際に必要な費用について、従来は全額公費負担していたが、平成20年度より半額の自己負担を求めることとしている。 ※ 簿記研修については、「簿記1級コース」（日商簿記2級既取得者等を対象として日商簿記1級レベル相当の知識の付与）及び「簿記2級コース」（受講希望者に対して日商簿記2級レベルの知識の付与）の2種類の講座を準備しており、集合研修等では実施していない。

(注) 当省の調査結果による。

なお、表5のとおり、民間企業においても、これらの知識を付与する研修について、通信講座を採用している例がみられる。

表5 民間企業における簿記研修の実施例

企業名	実施方法等
A株式会社	勉強は自分のために行うものであるという認識のもと、通信講座を用意し、受講した社員に対し、研修が修了すると、修了補助金を支給している。 ※ 簿記研修については、「日商簿記3級コース」（受講料15,000円、修

	了補助金 8,000 円) など 5 研修を採用している。
(注) 当省の調査結果による。	
効果	東京支所が実施している「簿記研修 (3 級レベルコース)」を廃止することにより、研修経費 449,440 円が削減されることとなる。

表 2 - (1) - ⑫

件名	国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているもの				
[説明]					
<p>研修施設において、平成 21 年度に、国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているものは、次のとおり、3 府省 3 研修施設の 3 研修となっている。</p> <p>表 国が研修に係る費用を全額負担して、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を実施しているもの</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p>					
府省名	研修施設名	研修名	主な内容	受講者数	研修経費
財務省	税関研修所東京支所	簿記研修（3 級レベルコース）	・簿記 3 級程度の会計帳票の見方	9	449,440 円 ※講師謝金（362,880 円）、受講者の旅費（48,560 円）、教材費（18,000 円）及び日商簿記検定受験料（20,000 円）
経済産業省	経済産業研修所	簿記会計基礎研修（3 級簿記相当）	・簿記の全体像 ・取引、仕訳、勘定 ・有価証券、有形固定資産 ・決算整理 ・財務分析の基礎 等	23	1,604,157 円 ※講師謝金（1,431,000 円）、受講者の旅費（124,740 円）、教材費（48,417 円）
国土交通省	四国地方整備局四国技術事務所	企業会計基礎	・複式簿記の概要と原則 ・営業取引における会計処理 ・決算手続 等	15	516,590 円 ※委託契約額（346,500 円）、受講者の旅費（170,090 円）
計				96	2,570,187 円
<p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 税関研修所東京支所の「簿記研修（3 級レベルコース）」については、平成 22 年度に廃止されている。</p>					
効果	国が研修に係る費用を全額負担して実施している、簿記に関する基礎的な知識を付与するための研修を廃止すると、これらの研修に係る経費 2,570,187 円を削減することが可能となる。				

表2-(2)-①

件名	異なる職種を受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通する一部の過程を合同で実施しているもの
研修施設名	法務総合研究所牛久支所
所在地	茨城県牛久市久野町 1766
設置根拠	法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条 法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）第19条
主な研修対象者	法務省職員（ただし、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員は除く。）
定員	0人

〔説明〕

法務省法務総合研究所牛久支所（以下「法総研牛久支所」という。）では、公安職や行政職のように異なる職種を対象として実施している研修であっても、それぞれの研修に共通する科目については合同で実施することにより、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 法総研牛久支所における研修の実施状況

法総研牛久支所では、全国の入国者収容所又は地方入国管理局に新たに採用された入国警備官を対象とする初任科研修、入国管理局、入国者収容所又は地方入国管理局（以下「入国管理官署」という。）に新たに採用された法務事務官を対象とする初等科研修、入国管理官署の中堅係員を対象とする中等科研修を合宿形式で実施している。

このうち、初任科研修及び初等科研修の科目として設定している「国家公務員法」や「入国管理法」など、入国管理官署の職員として必修である共通のものについては、双方の受講者が一緒に受講するようにしており、例えば、平成21年5月から実施した研修においては、表1のとおり、初任科研修の全科目数のうち34.2%の科目、初等科研修の全科目数のうち77.1%の科目を、両研修で合同実施している。

表1 異なる職種であっても共通科目を合同で実施している例

(単位：単位数、%)

区分	研修名	対象者	科目名	単位数
個別実施	初任科	新規採用の入国警備官	警備総論、違反調査、令書執行、警備処遇（含む救急法）、指紋鑑識、服務規律、点検礼式、逮捕術、けん銃操法、文書鑑識、英会話、基礎語学、文書実務、接遇、OA講座、班別討議、教養講座、見学、体育	246 (65.8)
	初等科	新規採用の法務事務官	英会話、基礎語学、文書実務、接遇、教養講座、（見学、体育）	38 (22.9)
合同実施			訓話、講話、入国管理行政一般、法務省の組織、憲法、民法、刑事法、国家公務員法、行政法、国際法、国籍法（含む国際私法）、出入国管理及び難民認定法（総論、上陸・在留、退去強制、難民認定）、外国人登録法、考査、打ち合わせ座談会、開・閉校式	128 (37.5) (77.1)

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 本表の初任科及び初等科は、次のとおりである。

初任科：第75次入国警備官初任科研修（平成21年5月10日～7月24日実施）

初等科：第33回入国管理局関係職員初等科研修（平成21年5月10日～6月11日実施）

なお、初任科の実施期間中（同年6月22日～7月24日）に第34回入国管理局関係職員初等科研修を実施しており、打ち合わせ座談会及び閉校式は、合同で実施している。

3 「単位数」欄の〈 〉内及び（ ）内は、実施した全単位に対する初任科及び初等科のそれぞれの割合を示す。

初任科研修は年間2回に分けて実施しているが、いずれの場合でも、必ず初等科研修をそれと同時期に実施し、入国警備官と法務事務官が合同で共通する科目を受講できるように設定している。平成21年度における各研修の実施期間、合同実施している単位数等の実績は、表2のとおりである。

表2 平成21年度における共通科目の合同実施の状況

(単位：人、単位数、%、円)

	研修名	実施期間	受講者数	合同実施単位数	単独実施単位数	合計	合同実施科目に係る研修講師等年間費用
				A	B	A+B	
1	第75次入国警備官初任科研修	平成21年5月10日～7月24日	57	128 (34.2)	246 (65.8)	374 (100)	0
	第33回入国管理局関係職員初等科研修	平成21年5月10日～6月11日	23	128 (77.1)	38 (22.9)	166 (100)	0
2	第76次入国警備官初任科研修	平成21年10月5日～12月24日	58	131 (35.0)	243 (65.0)	374 (100)	0
	第35回入国管理局関係職員初等科研修	平成21年10月5日～11月10日	22	131 (78.9)	35 (21.1)	166 (100)	0

(注) 1 法務省の提出資料に基づき当省が作成した。

2 「合同実施単位数」、「単独実施単位数」及び「合計」欄の（ ）内は、合計に占める割合を示す。

法総研牛久支所では、このように異なる職種を対象として研修を合同で実施することによるメリットとして、i) 講師の派遣回数を減少することができるなどの事務及び経費の効率化を図ることができること、ii) 行政職と公安職が同時に研修を受講することで入国管理業務を実施する法務省職員としての一体感を醸成することができることを挙げている。

実際、これらの研修で合同実施している科目は、いずれも、職員（教官等）が講師として受講者に対する講義等を行っており、講師謝金などの費用は要していないものの、これらの職員は、東日本入国管理センター等と併任となっていることを踏まえると、共通する科目を合同で実施することにより、事務負担の軽減につながっていると考えられる。

効果	異なる職種であっても共通の科目を合同で実施することにより、講師の派遣回数を減少することができるなど、別々に実施する場合に比べ、事務及び経費の効率化を図ることが可能となっている。
----	--

表2-(2)-②

件名	異なる職種の受講者を対象とした別個の研修について、両研修に共通する一部の過程を合同で実施しているもの
研修施設名	矯正研修所東京支所
所在地	東京都中野区新井 3-37-3
設置根拠	法務省組織令（平成12年政令第248号）第63条 矯正研修所組織規則（平成13年法務省令第8号）第6条
主な研修対象者	法務省職員（ただし、矯正の事務に従事する職員）
定員	5人

〔説明〕

法務省矯正研修所東京支所（以下「矯正研東京支所」という。）では、刑務官、法務教官、法務技官のように、異なる職種を対象として実施している研修であっても、それぞれの研修に共通する科目については合同で実施することにより、事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 矯正研東京支所における研修の実施状況

矯正研東京支所では、刑務官等を対象とする初等科研修及び中等科研修、法務教官を対象とする基礎科研修及び応用科研修、法務技官を対象とする基礎科研修及び応用科研修、矯正管区官署の職員を対象とした専門研修を実施している。このうち、矯正総論や刑法など、矯正管区官署の職員として必修である共通の科目については、初等科研修の受講者と基礎科研修の受講者が、又は中等科研修の受講者と応用科研修の受講者が、それぞれ一緒に受講するようにしている。例えば、平成21年4月から実施した刑務官等初等科研修、法務教官基礎科研修及び法務技官基礎科研修においては、表1のとおり、それぞれ42.6%、73.1%、59.9%の科目で合同実施している。

表1 異なる職種であっても共通科目を合同で実施している例

(単位：単位数、%)

研修名		対象者	科目名	個別実施 単位数	合同実施 単位数	全単位数
各研修の 実施 状況	刑務官等初 等科	刑務官	話し方とコミュニケーション、保安事故事例、職員事故事例、刑事施設における矯正指導など	135 (57.4)	100 (42.6)	235 (100.0)
	法務教官基 礎科	法務教官	面接指導、集会指導、体育指導、集団管理、集団行動指導法、少年指導基礎原則など	64 (26.9)	174 (73.1)	238 (100.0)
	法務技官基 礎科	法務技官	処遇調査、カウンセリング、知能検査、鑑別留意点、薬物犯、精神医学、個別調査実習など	116 (40.1)	173 (59.9)	289 (100.0)
合同 実施 の状 況	2つの研修（法務教官基礎科及び法務技官基礎科）の科目を合同実施		公用文の表記、少年院法、少年法、少年司法と国際通則、被収容者の人権、処遇演習、集団行動訓練、被収容体験学習、実力行使、手	—	74 (31.1) [25.6]	—

		錠使用法、消防、救急法、教育原理、矯正社会学、SST、矯正心理学、人格理解と倫理実際、性問題			
	3つの研修（刑務官等初等科、法務教官基礎科及び法務技官基礎科）の科目を合同実施	職業倫理、矯正総論、憲法、成人矯正法、法学概論、個人情報保護、矯正護身術、矯正医学、刑事訴訟法、刑事政策、刑法、国家公務員法、術科総合訓練、セクシュルハラスメント、犯罪被害者の視点、情報処理（セキュリティ）、人権問題	—	100 (42.6) (42.0) [34.6]	—

(注) 1 法務省の資料を基に当省で作成した。

2 本表の刑務官等初等科、法務教官基礎科及び法務技官基礎科の実施時期は、次のとおりである。

刑務官等初等科：第1回（平成21年4月14日～6月30日）

法務教官基礎科：第1回（平成21年4月14日～6月30日）

法務技官基礎科：第1回（平成21年4月14日～7月14日）

3 「各研修の実施状況」における「合同実施単位数」欄の（ ）内の数値は、刑務官等初等科、法務教官基礎科及び法務技官基礎科の各研修の全単位数に対する、他研修と合同で実施した単位数の割合を示す。

4 「合同実施の状況」における「合同実施単位数」欄の〈 〉内、（ ）内及び[]内の数値は、それぞれ、以下のとおりである。

〈 〉：刑務官等初等科研修の全単位数に対する、3研修で合同実施した単位数の割合

（ ）：法務教官基礎科研修の全単位数に対する、2研修又は3研修で合同実施した単位数の割合

[]：法務技官基礎科研修の全単位数に対する、2研修又は3研修で合同実施した単位数の割合

矯正研東京支所では、このように、異なる職種を対象として実施している研修に共通する科目を合同で実施することによるメリットとして、i) 講師の派遣回数を軽減できるなどの経費の効率化を図ることができること、ii) 刑務官等と法務教官及び法務技官が同時に研修を行うことで矯正業務を実施する法務省職員としての一体感が醸成できることを挙げている。

平成21年度における異なる職種の職員に対する研修の合同実施の状況は、表2のとおりである。

表2 平成21年度における異なる職種の職員に対する研修の合同実施の状況

(単位：人、単位数、円)

研修名	実施期間	受講者数	合同実施単位数 A	単独実施単位数 B	合計 A+B	共同実施科目に係る研修講師等年間費用
1 刑務官等初等科第1回研修	平成21年4月14日～6月30日	52	100 (29)	135	235	830,550
法務教官基礎科第1回研修	前期後期	18		64	164	
	後期のみ	4		54	154	
法務技官基礎科	前期後期	23		116	216	

		後期のみ	平成 21 年 6 月 8 日～7 月 14 日	5		106	206	
2	中等科研修		平成 21 年 9 月 24 日～12 月 22 日	30	66 (10)	185	251	140, 430
	法務教官 応用科	前期後期	平成 21 年 9 月 24 日～12 月 22 日	33		68	134	
		後期のみ	平成 21 年 11 月 11 日～12 月 22 日	5		68	134	
	法務技官 応用科	前期後期	平成 21 年 9 月 24 日～12 月 22 日	15		85	151	
		後期のみ	平成 21 年 11 月 11 日～12 月 22 日	5		85	151	
3	刑務官等初等科第 3 回研修	平成 22 年 1 月 5 日～3 月 18 日	33	103 (29)	134	237	830, 550	
	法務教官基礎科第 2 回研修	平成 22 年 1 月 5 日～3 月 18 日	12		133	236		
計				235	269	1, 233	2, 269	1, 801, 530

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「合同実施単位数」欄の () 内は、講師謝金を支出した単位数を示す。

2 研修の実施方法による経費の比較

矯正研東京支所における平成 21 年度の合同実施分の講師派遣等の経費は、表 2 のとおり、1, 801, 530 円となっているが、合同実施したすべての科目を合同実施せずにそれぞれの研修において実施することとした場合の講師派遣等の経費を試算すると、表 3 のとおり 4, 574, 040 円の経費を要することとなる。

表 3 異なる職種の職員を対象として実施するそれぞれの研修のすべての科目を別々に実施した場合の講師派遣等経費の試算

(単位：円、課程)

課程名	合同実施の講師派遣等経費 A	課程数 B	別々に研修を実施した場合の講師派遣等経費の試算額 A×B
1 刑務官等初等科第 1 回研修 法務教官基礎科第 1 回研修 法務技官基礎科	830, 550	3	2, 491, 650
2 中等科研修 法務教官応用科 法務技官応用科	140, 430	3	421, 290
3 刑務等初等科第 3 回研修 法務教官基礎科第 2 回研修	830, 550	2	1, 661, 100
計	1, 801, 530	—	4, 574, 040

(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。

以上のとおり、異なる職種の職員を対象とした各研修の共通科目を合同実施している現行の状況における講師派遣等に係る年間経費 1, 801, 530 円と、すべての科目を別々に実施したと仮定した場合に要することとなる講師派遣等に係る年間経費 4, 574, 040 円とを比較すると、前者の方が

2,772,510円安価となる。

効果

異なる職種であっても共通の科目を合同で実施した場合、別々に実施する場合に比べ、事務及び2,773千円の経費が節減されることとなる。
経費の軽減額（試算 2,772,510円＝4,574,040円－1,801,530円）

表2-(2)-③

件名	複数の支所で実施していた研修を集約して実施しているもの
調査対象機関名	税務大学校地方研修所
設置根拠	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第66号 財務省組織令（平成12年政令第250号）第95条第1項
主な研修対象者	財務省の職員

[説明]

税務大学校では、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下「国税局等」という。）ごとに設置された税務大学校地方研修所（沖縄支所を含む。以下「地方研修所」という。）において、国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）及び国家公務員中途採用者選考試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）に対する新規採用時研修として実施している「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」（いずれも研修期間1年間）について、事務及び予算を効率的に実施・執行する観点から、複数の地方研修所で実施していた研修を集約して実施している。

1 税務大学校の研修実施体制

税務大学校は、財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修を行う研修施設として設置されており、本校及び12地方研修所が設置されている。各地方研修所の概要は、表1のとおりである。

表1 各地方研修所の概要

地方研修所名	定員	主な施設規模						
		敷地面積 (㎡)	教室 (人)	宿泊施設 (人)	体育館 (棟)	グラウンド (面)	テニスコート (面)	プール (面)
東京	42	31,181	1,548	628	1	1	2	—
関東信越	23	23,477	763	220	—	1	2	(1)
名古屋	34	34,531	1,090	420	1	1	4	1
大阪	24	48,317	939	368	—	1	2	(1)
札幌	14	35,061	262	106	1	1	1	—
仙台	14	10,791	220	92	1	1	2	—
広島	14	16,373	358	120	—	1	2	(1)
熊本	14	14,297	344	210	—	—	—	—
金沢	5	—	(60)	—	—	—	—	—
高松	5	—	(116)	—	—	—	—	—
福岡	5	—	(48)	—	—	—	—	—
沖縄	4	—	(35)	—	—	—	—	—

- (注) 1 財務省の提出資料に基づき当省が作成した。
2 表中の網掛けを施した部分は、当該施設を処分又は処分を予定しているものである。
3 「敷地面積(㎡)」が「—」となっている金沢、高松、福岡及び沖縄の各地方研修所については、単独の施設を有さず合同庁舎等に入居し、事務室、教室等の割り当てを受けているものである。
4 「教室(人)」欄の()内の数値は、合同庁舎等内に研修教室として割り当てられた教室の収容人員を表す。
5 「プール(面)」欄の()内の数値は、プール施設は有しているものの、使用を停止しており、維持管理経費が掛かっていない状態であることを表す。

税務大学校本校及び地方研修所において実施する研修については、税務大学校研修要綱（昭和40年国税庁訓令第6号）において、種類、目的、研修期間等が定められ、これに基づき、税務大学校において、税務大学校研修実施規程の制定について（昭和41年税務大学校訓令特第1号）を制定し、研修の実施に関する具体的な事項を定め、体系的に研修を実施している。

2 「普通科」の実施状況

税務大学校において実施している研修のうち、国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）に対する新規採用時研修として、地方研修所において「普通科第一コース」（研修期間1年間）を実施している。この研修は、高等学校卒業直後の未成年者を対象とするものであることから、国税庁の施策として、社会人に必要な人格形成から教育するために全寮制とし、居室については、受講者同士が相互に尊重し合い、人格の陶やに努めるなどの趣旨で1室に複数名入居することとしたり、日常生活面での規則を遵守させるなどの方法により、研修効果を確保することとしている。

また、平成20年度から、国家公務員中途採用者選考試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）に対する新規採用時研修として、同じく地方研修所において実施する「普通科第二コース」（研修期間1年間）についても、「普通科第一コース」と同様の方法により実施している。

地方研修所は、国税局等ごとに設置されており、本来的には、税務という専門的な業務を遂行する上で地域の事情等に応じた指導を行う観点から、採用国税局等の単位で「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」が行われるものであるが、上記のとおり、これらの研修は全寮制が大前提であることから、平成13年度までは、地方研修所のうち宿泊施設を保有している8地方研修所において集約して実施していた。また、平成14年度以降は、国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）採用者（高等学校卒業程度）が減少傾向にあったことを踏まえ、さらに効率的に実施する観点から、東京、名古屋及び大阪の3地方研修所に集約して実施することとしたものである（18年度以降は、再び国家公務員採用Ⅲ種試験採用者数が増加傾向となってきたことから、上記の3地方研修所に関東信越研修所を加えた4地方研修所で実施することとし、現在に至っている。）。

平成21年度における「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」の対象職員の採用国税局と研修実施場所は、表2のとおりである。

表2 「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」の実施状況

（単位：人）

採用国税局	研修実施地方研修所				
	普通科第一コース		普通科第二コース		初任者基礎研修 (研修期間3か月間)
	11か月	1か月	11か月	1か月	
札幌	東京(286)	札幌(26)	東京(40)	札幌(2)	札幌(15)
仙台		仙台(49)		仙台(4)	仙台(56)
東京		東京(211)		東京(23)	東京(161)
沖縄				関東信越(11)	関東信越(75)
関東信越	関東信越(118)	関東信越(118)			
金沢	名古屋(219)	名古屋(125)	名古屋(29)	名古屋(12)	名古屋(72)
名古屋					

広島		広島(29)		広島(3)	広島(23)
福岡		熊本(65)		熊本(6)	熊本(57)
熊本					
大阪	大阪(70)	大阪(70)		大阪(8)	大阪(72)
高松					

(注) 1 財務省の資料に基づき当省が作成した。

2 表中の()内の数値は、各研修の平成21年度の受講者数を表す。

3 「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」は、最初の11か月と残りの1か月の2期に分けて実施している。

4 「初任者基礎研修」とは、「普通科第一コース」終了後、1年間の実務経験期間を経た後、事務系統(個人課税、資産課税、法人課税及び管理・徴収)別に、各々の分野に必要な知識、技能等を習得するために実施している。

3 研修を集約して実施したことによるメリット

上記のとおり、税務大学校では、「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」について、効率的な実施の観点から、複数の地方研修所で実施していた研修を集約して実施したことによる効果として、①人員面では、地方研修所の定員を5人削減したこと、②経費面では、集約元の地方研修所における外部講師に対する諸謝金等の支出のうち普通科に係る金額が皆減されたことを挙げているが、具体的な金額等については、行政文書の保存期間の経過等により不明であるとしている。

そこで、当省において、普通科を集約して実施した場合と集約せずに実施した場合それぞれの経費について試算したところ、表3のとおりとなった。

表3 普通科の集約実施に関する試算

区分	集約して実施(現行)	各地方研修所で実施した場合
受講者に係る旅費	2,012,400円 運賃：1,850,160円(35,580円×2×26人) 初日宿泊：162,240円(6,240円×26人)	0円
諸謝金	15,037,000円 東京：12,383,000円 札幌：2,654,000円	24,766,000円 東京：12,383,000円 札幌：12,383,000円
人件費	292,051,794円 東京：199,126,223円(406,463円×16.33か月×30人) 札幌：92,925,571円(406,463円×16.33か月×14人)	298,689,334円 東京：199,126,223円(406,463円×16.33か月×30人) 札幌：99,563,111円(406,463円×16.33か月×15人)
計	309,101,194円	323,455,334円

(注) 1 本表は、「普通科第一コース」の11か月間の課程について、東京研修所と札幌研修所を集約している現行の実施状況と、それぞれの地方研修所で実施したと仮定した場合について、研修に係る経費を試算し、比較したものである。

2 「受講生に係る旅費」欄

運賃：札幌―船橋法典(東京研修所の最寄り駅)間の一般的な運賃を使用して、平成21年度の札幌国税局採用職員の普通科受講者数(実績)をもとに算出

初日宿泊料：法定単価に平成21年度の札幌国税局採用職員の普通科受講者数(実績)を乗じて算出
なお、研修期間中の宿泊料については、全寮制で行われる新規採用職員研修であることから、財務省所管旅費支給規則(昭和28年大蔵省訓令特第6号)別表第4に基づき支給していない。

3 「諸謝金」欄

当該地方研修所で「普通科第一コース」を実施する場合に要する諸謝金額：「普通科第一コース」の全課程を実施している地方研修所における平成21年度における諸謝金予算額の平均額を使用

当該地方研修所で「普通科第一コース」の最後の1か月のみを実施する場合に要する諸謝金額：「普通科第一コース」の最後の1か月のみを実施している地方研修所における平成21年度における諸謝金予算額の平均額を使用

4 「人件費」欄

当該地方研修所で「普通科第一コース」を実施する場合に要する人件費額：平成21年国家公務員給与平均額に「普通科第一コース」の全課程を実施している地方研修所の定員の平均人数を乗じて算出

当該地方研修所で「普通科第一コース」の最後の1か月のみを実施する場合に要する人件費額（集約実施の場合）：平成21年国家公務員給与平均額に「普通科第一コース」の全課程を実施している地方研修所の定員の平均人数を乗じて算出

当該地方研修所で「普通科第一コース」の最後の1か月のみを実施する場合に要する人件費額（各地方研修所で実施した場合）：平成21年国家公務員給与平均額に、1研修所当たりの定員削減数を加算した人数を乗じて算出

以上のとおり、複数の地方研修所で実施していた研修を集約して実施することにより、受講者が研修実施場所へ移動するための旅費が発生するものの、集約元の地方研修所における外部講師に対する諸謝金等の支出が削減されるなどにより、試算の結果14,354,140円が削減されることとなる。

4 税務大学校における旅費支給の合理化方策

国の職員が研修を目的として宿泊を要する日程で出張する場合、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）や各府省の旅費規程等に基づき、研修実施場所での滞在期間中の研修旅費として、日額旅費が支給されることとなっており、その場合の日額旅費は、各府省が所有する宿泊施設に宿泊する場合は2,080円、一般の宿泊施設を利用する場合は5,910円となっている。

しかし、「普通科第一コース」及び「普通科第二コース」については、国税庁の施策として全寮制を前提とし、新規採用職員に対する研修であることから、財務省所管旅費支給規則別表第4に基づき、滞在期間中の研修等日額旅費を支給していない。

効果

複数の地方研修所で実施していた研修を集約して実施することにより、受講者が研修実施場所へ移動するための旅費が発生するものの、集約元の地方研修所における外部講師に対する諸謝金等の支出が削減されるなどにより、試算の結果、14,354,140円が削減されることとなる。

表 2 - (2) - ④

件名	同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省内の複数の研修施設それぞれにおいて実施しているもの	
研修施設名	国土交通大学校小平本校	国土交通大学校柏研修センター
所在地	東京都小平市喜平町 2 - 2 - 1	千葉県柏市柏の葉 3 - 11 - 1
設置根拠	国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 199 条	
主な研修対象者	国土交通省職員、国土交通行政を担当する地方公共団体職員等	
定員	83 人	16 人
<p>[説明]</p> <p>国土交通大学校で策定している研修体系において、地方支分部局で実施することとされている「初任係長（地方ブロック）」研修を、地方運輸局と地方整備局が別個に実施していることについては、①同じく研修体系において地方支分部局で実施することとされている「新規採用職員（9ブロック）」研修は地方運輸局と地方整備局が合同で実施していること、②本省職員を対象とした「初任係長（本省）」研修は建設行政関係部局及び運輸行政関係部局が合同で研修を実施していること等を踏まえ、実施方法の見直しを図ることが必要であると考えられる。</p> <p>1 国土交通大学校における研修体系</p> <p>国土交通大学校は、国土交通省本省に施設等機関として設置され、国土交通省の職員及び国土交通行政を担う地方公共団体の職員等を対象に、国土交通行政を担う人材育成のための総合課程（公務員としての総合的識見・行政能力向上のための研修（階層別研修等））、専門課程（国土交通行政に必要な専門的な知識・技術の付与、行政能力養成の研修）及び特別課程（新たな行政課題に即応した研修）を実施している。</p> <p>国土交通大学校は、小平本校（以下「本校」という。）及び柏研修センターから構成され、本校の専門課程においては主に建設行政に係る研修を、柏研修センターの専門課程においては主に運輸行政（港湾・空港を除く。）に係る研修をそれぞれ実施している（注）。</p> <p>（注）本校：昭和 32 年 4 月に建設研修所（建設省の附属機関）が発足。その後、昭和 40 年 9 月に建設大学校に改組。平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、運輸研修所と統合されて、本校となっている。</p> <p>柏研修センター：昭和 45 年 5 月に運輸研修所（運輸省の附属機関）が発足。その後、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、建設大学校と統合されて、国土交通大学校柏研修センターとなっている。</p> <p>国土交通大学校では、毎年度研修コースの体系（以下「研修体系」という。）を示しており、平成 21 年度の研修体系によれば、21 年度は階層別研修として 38 研修を実施している。国家公務員採用Ⅰ種試験で採用された者に係る階層別研修は、本校及び柏研修センターで実施され、国家公務員採用Ⅱ種試験及びⅢ種試験で採用された者に係る階層別研修は、本校、柏研修センター及び地方ブロック機関において実施されている。このうち、国家公務員採用Ⅱ種試験及びⅢ種試験で採用された者に係る階層別研修の主なものは、表 1 のとおりである。</p>		

表1 国土交通大学校における国家公務員採用Ⅱ種試験及びⅢ種試験で採用された者に係る階層別研修に関する研修体系（主なもの）

研修名	研修実施場所			対象者
	本校	柏研修センター	地方ブロック機関	
新規採用職員（本省）		○		本省内部部局、施設等機関等に採用された者すべて
新規採用職員（航空）		○		航空官署に採用された者すべて
新規採用職員（9ブロック）			○	地方整備局及び地方運輸局に採用された者すべて
行政基礎	○			本省で採用された2年目の職員
中堅事務	○			事務系職員のうち係長に準ずる程度の事務能力を有すると認められる者で、年齢が概ね27歳から37歳までの者
初任係長（本省）		○		本省等職員で21年度に係長に昇任した者すべて
初任係長（地方ブロック）			○	地方支分部局等の職員で平成20年度に係長に昇任した者
中堅係長		○		国土交通省職員で係長昇任後概ね5年以上の者
新任管理職	○	○		地方整備局事務所課長、出張所長等（国家公務員採用Ⅰ種試験で採用された者も含む）
地方課長級		○		地方支分部局の支局、事務所等に勤務する課長等
管区機関課長補佐級		○		国土交通省職員で施設等機関及び管区機関に勤務する課長補佐
管理指導	○			地方整備局課長、地方整備局事務所副所長等
地方部長級		○		地方支分部局の部長、支局長、事務所長等
本省課長補佐級		○		本省内部部局等の課長補佐、専門官及びこれと同等の職にある者

（注） 当省の調査結果による。

2 国土交通大学校における階層別研修の実施状況

平成21年度において国土交通大学校（本校及び柏研修センター）で実施された国家公務員採用Ⅱ種試験及びⅢ種試験で採用された者に係る階層別研修の受講者をみると、表2のとおり、建設行政関係部局の職員及び運輸行政関係部局の職員が合同で研修を受講しているものが大半を占めているが、運輸行政関係部局の職員しか受講していないもの、建設行政関係部局の職員しか受講していないもの並びに一部の課程のみ建設行政関係部局の職員及び運輸行政関係部局の職員が合同で研修を受講しているものもみられる。

表2 階層別研修の受講者の状況

研修名	受講者の種類			
	建設	運輸	建設と運輸	その他
本校				
行政基礎			○	
中堅事務			○	
新任管理職			○	
管理指導	○			

柏研修センター	新規採用職員（本省）			○	
	新規採用職員（航空）		○		
	初任係長（本省）			○	
	中堅係長			○	
	地方課長級		○		「新任管理職」研修と一部合同
	管区機関課長補佐級		○		
	地方部長級		○		
	本省課長補佐級			○	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「受講者の種類」欄の「建設」は、建設行政関係部局の職員を、「運輸」は、運輸行政関係部局の職員を表す。

3 地方支分部局における階層別研修の実施状況

上記1のとおり、国土交通大学校の研修体系においては、「新規採用職員（9ブロック）」及び「初任係長（地方ブロック）」の2研修が、地方支分部局で実施することとされている。

このうち、「新規採用職員（9ブロック）」については、その実施要領で受講対象者を「地方整備局及び地方運輸局に採用された者すべて」とされており、各地方ブロックにおいて地方整備局と地方運輸局合同で研修が実施されている（「新規採用職員（9ブロック）」に係る研修経費の合計金額は2,254,711円）。

一方、「初任係長（地方ブロック）」については、その実施要領で受講対象者が「地方支分部局等職員」とされているのみであり、実態上は、各地方運輸局において研修体系に沿った研修が実施されるとともに（各地方運輸局における研修経費の合計金額は2,604,150円）、各地方整備局においても同様に、係長に昇任した者を対象とした研修が独自に実施されている（注）。

(注) 各地方整備局には、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条第1項に基づき技術事務所が設置され、建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）を実施することとされており、各地方整備局の職員を対象とした研修を実施している。

「初任係長（地方ブロック）」研修及び各地方整備局が独自に実施している係長に昇任した者を対象とした研修の概要は、表3のとおりである。

表3 「初任係長（地方ブロック）」研修及び各地方整備局において実施されている係長に昇任した者を対象とした研修の概要（平成21年度）

（単位：人）

実施機関	研修名等	主な内容	受講者数	研修経費
柏研修センター	初任係長（地方ブロック）	講義（マネジメントの基本、リーダーシップの発揮、公務員倫理等） 特別科目（講話、班別討議、特別講義）	161	2,604,150円 受講者旅費 2,481,640円 講師等旅費 57,050円 講師謝金 65,460円
地方 整	東北	新任係長等（Ⅰ・Ⅱ期）研修	41	※ 研修経費は不明
	関東	新任係長研修	138	

備 局			理・セクシュアルハラスメント防止、メンタルヘルス、マネジメント 等		
	北陸	新任係長研修	人権問題、防災体制について、不当要求への対応、調整能力育成・リーダーシップ論、メンタルヘルス 等	29	
	中部	新任係長研修(事務)	危機管理、公務員倫理、コンプライアンス、マネジメントの基本と実戦、リーダーシップの発揮、コミュニケーションの活用 等	25	
		新任係長研修(技術)	公務員倫理、「施工体制」・「施工管理」・「工事監督と検査」のあり方、現場における環境対策、土工の施工と品質管理、セクハラ・パワハラ防止 等	30	
	近畿	新任係長研修	人権問題、不当要求対策、服務・倫理・セクハラ防止、係長の役割・責任、コミュニケーション(対外対応) 施工管理と検査、道路工事实務、河川工事实務 等	64	
	中国	新任係長研修	係長に期待される役割、組織と人を動かすコミュニケーション、服務・公務員倫理・セクシュアルハラスメント 等	38	
	四国	新任係長研修	公務員倫理(服務・倫理・セクハラ防止)、人権問題について、不当要求対応について、コンプライアンス、メンタルヘルス 現場対応演習 等	50	
	九州	新任係長研修	コミュニケーション活性化、防災業務について、メンタルヘルス、高圧的要求への対応 等	68	

(注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

2 柏研修センターが実施機関となっている「初任係長(地方ブロック)」研修は、各地方運輸局で実施されている。

以上のとおり、地方支分部局で実施することとして位置付けられている「新規採用職員(9ブロック)」研修は地方運輸局と地方整備局が合同で研修を実施しているのに対し、「初任係長(地方ブロック)」研修は地方運輸局と地方整備局が別個に実施している。また、本省職員を対象とした「初任係長(本省)」研修は建設行政関係部局及び運輸行政関係部局が合同で実施しているのに対し、「初任係長(地方ブロック)」研修は地方運輸局と地方整備局が別個に実施している状況となっている。

なお、各地方整備局においては、国土交通大学校が示している研修体系において、地方支分部局で実施する研修として位置付けられた研修以外にも、自局及び管内事務所等の職員を対象とした階層別研修を実施しており、その主なものの実施状況は表4のとおりとなっている。

表4 各地方整備局における階層別研修の実施状況（主なもの）

地方整備局名 研修名	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州
中堅係員級	○	○						○
中堅係長級								○
事務所課長級	○	○	○	○			○	
事務所副所長級	○							

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」印は、各地方整備局において、「研修名」欄に記載した研修を実施していることを表す。

国土交通省は、毎年度末に、次年度において各地方整備局が実施することとする研修計画の提出を求めており、その際、「地方整備局研修実施計画策定要領」を示し、研修計画策定に当たっての基本的な考え方や研修テーマなどについて示している。しかし、具体的な研修内容を指示するものではないことから、表4のとおり、例えば階層別研修についてみると、中堅係長級の階層別研修については九州地方整備局以外では実施されていないなど、地方整備局の独自の判断により実施状況はまちまちとなっている。

また、柏研修センターでは、自らが実施している研修について各地方整備局に対し参加募集をかけ、応募があった場合には、当該地方整備局の職員を参加させている。

4 国土交通大学校における研修体系の再構築の検討

以上のように、国土交通大学校の研修体系において地方支分部局で実施することとされている研修のうち「初任係長（地方ブロック）」研修を、地方運輸局と地方整備局が別個に実施していることについては、i) 同じく研修体系において地方支分部局で実施することとされている「新規採用職員（9ブロック）」研修を地方運輸局と地方整備局が合同で実施していること、ii) 本省職員を対象とした「初任係長（本省）」研修は建設行政関係部局及び運輸行政関係部局が合同で研修を実施していること等を踏まえ、地方運輸局と地方整備局が合同で実施するよう見直す余地がある。

効果

平成21年度における「新規採用職員（9ブロック）」及び「初任係長（地方ブロック）」に係る研修経費は次の表のとおりとなっており、国土交通大学校及び地方支分部局で実施している研修体系の見直しにより、地方支分部局で建設行政関係部局の職員及び運輸行政関係部局の職員が合同で研修を実施することとした場合、研修費用の削減が期待される。

表 研修経費の比較（平成21年度実績）

（単位：円）

研修名	各地方運輸局で実施	各地方整備局で実施
新規採用職員（地方ブロック）	2,254,711	
初任係長（地方ブロック）	2,583,510	※ 研修経費は不明

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑤

件名	研修施設の支所が企画して集合形式による語学研修を実施しているにもかかわらず、別途、高額な経費（一人当たり 30 万円程度）を要する語学学校に通学する同程度の内容の語学研修を実施しているもの
研修施設名	税関研修所名古屋支所
所在地	愛知県名古屋市東区泉 1-22-27 名古屋税関泉分庁舎内
設置根拠	財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 4 条第 66 号 財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 66 条
主な研修対象者	財務省の職員（税関行政に従事する職員）
定員	3 人

〔説明〕

税関研修所名古屋支所（以下「名古屋支所」という。）では、韓国語及び中国語に関する基礎及び初級の知識を付与するための研修について、税関研修所本所（以下「本所」という。）が示している「委託研修」と名古屋支所独自の研修をそれぞれ実施しているが、他支所においては「委託研修」を実施せず、双方の研修について支所独自に研修を実施し、名古屋支所よりも短時間で経済的に実施している例が見られる。また、短時間で経済的に実施している他支所では、研修受講後、難易度の高い検定試験に合格している者がおり、これと同程度の研修でも知識の習得が確保できると考えられる。これらのことから、名古屋支所における上記の両研修については、他支所の例を参考として、より効率的かつ効果的な研修を実施するよう、その実施方法を見直す余地があると考えられる。

1 税関研修所における語学研修の実施体制等

本所においては、税関研修所研修規則（平成 13 年税研訓令第 2 号。以下「訓令」という。）を定め、これに基づき研修を実施することとしており、訓令第 3 条第 1 項において、本所で「研修計画大綱」、「本所研修実施計画」及び「支所研修実施計画策定基準」を、支所で「支所研修実施計画」を策定することとしている。

本所で策定している「支所研修実施計画策定基準」においては、税関研修所の各支所が実施する外国語研修として「委託研修」（外国語学校に一定期間通学する方法により実施）を設け、英語については、「関税技術協力に従事する、又は従事させようとする職員に対し、必要とされる英語能力を修得させる」ものとし、また、第 2 外国語（英語以外の言語）については、「原則初級程度の能力を修得させることを目的とし、税関及び支所の実情に応じ、適宜、実施する」ものとしている。

一方、本所が策定した「平成 21 年度研修計画大綱」においては、幅広い知識の習得を図る研修等の充実を図る観点から「自己啓発研修」を実施することとし、本所で自己啓発研修のメニューとして、語学 44 講座、電算機 24 講座、簿記 5 講座等、計 143 講座の通信講座を指定して受講を奨励している。この通信講座においては、所定の受講期限までに受講を終了した職員に対しては、助成金として受講料の半額を受講者に支給することとしているほか、優良な成績で終了した場合は、受講料の全額を支給することとしている。また、「平成 21 年度支所研修計画策定基準」の別紙「自己啓発支援実施要領」により、各支所においても「支所の実情に応じ適宜指定する」として、自己啓発研修を実施することとしている。

2 名古屋支所における語学研修の実施状況

名古屋支所においては、毎年度本所から示される「支所研修実施計画策定基準」に基づき研修を実施しているが、表1のとおり、本所が「支所研修実施計画策定基準」に示している第2外国語の委託研修（原則初級程度の能力を修得させることを目的として、税関及び支所の実情に応じて適宜実施するもの。）を実施しつつ、別途、支所独自に当該委託研修と難易度が近似した語学研修を実施している。

表1 名古屋支所で実施している難易度が近似した語学研修

(単位：日、人)

研修名	受講対象者	内容等	研修期間	受講者数	研修経費
1 韓国語研修	監視取締、旅具通関、関税技術協力事務等に従事する、又は従事させようとする職員	・基礎的な韓国語能力の習得 ・名古屋支所で実施	10 (70時間)	8	558,260円 受講者旅費 56,500円 研修委託額 477,760円 ハングル能力検定受験料 24,000円
	外国語（韓国語）委託研修*	・初級程度の韓国語能力の習得 ・委託研修機関に通学	14 (84時間)	2	628,700円 受講者旅費 10,880円 研修委託額 610,820円 ハングル能力検定受験料 7,000円
2 中国語研修	監視取締、旅具通関、関税技術協力事務等に従事する、又は従事させようとする職員	・基礎的な中国語能力の習得 ・名古屋支所で実施	10 (70時間)	7	545,885円 受講者旅費 80,410円 研修委託額 444,475円 中国語検定受験料 21,000円
	外国語（中国語）委託研修*	・初級程度の中国語能力の習得 ・委託研修機関に通学	14 (84時間)	3	725,190円 受講者旅費 28,800円 研修委託額 682,290円 中国語検定受験料 14,100円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修名」欄に「*」を付した研修は、本所で策定された「研修計画大綱」及び「支所研修実施計画策定基準」において、「委託研修」と位置付けられている研修であることを表す。

表1のとおり、名古屋支所では、韓国語、中国語それぞれについて、委託研修及び名古屋支所独自の研修を実施しており、例えば韓国語の場合では、「韓国語研修」の受講後にはハングル能力検定5級の試験を、「外国語（韓国語）委託研修」の受講後にはハングル能力検定4級の試験をそれぞれ受験させており、その点からみれば、両研修が完全に重複しているものとはいえないが、難易

度としては近似したものとなっている。

また、一人一日当たりの研修に係る経費をみると、「委託研修」については、韓国語が 22,454 円、中国語が 17,226 円となっているが、名古屋支所独自の研修については、韓国語が 6,978 円、中国語が 7,798 円であり、「委託研修」の方が、韓国語で約 3.2 倍、中国語で約 2.2 倍と高額になっている。

3 税関研修所の他支所における語学研修の実施状況

上記 1 のとおり、「支所研修実施計画策定基準」において、第 2 外国語の「委託研修」については、「原則初級程度の能力を修得させることを目的とし、税関及び支所の実情に応じ、適宜、実施する」とされており、支所において必ず実施しなければならないものとは位置付けられていない。

したがって、各支所の中には、以下のとおり、「委託研修」を実施せず、基礎及び初級の研修の双方について支所独自に講師を依頼し、支所の教室を会場として名古屋支所よりも短時間で実施し、研修経費が安価になっているものがみられる。

表 2 長崎支所で実施している難易度が近似した語学研修

(単位：日、人)

研修名	受講対象者	内容等	研修期間	受講者数	研修経費
1 韓国語 (基礎)研修	職務遂行上韓国語を必要とする職員等	・基礎的な韓国語能力の習得	20 (40 時間)	4	248,820 円 講師謝金 240,000 円 教材費 8,820 円
		・初級程度の韓国語能力の習得	20 (40 時間)	3	254,825 円 講師謝金 240,000 円 教材費 14,825 円
2 中国語 (基礎)研修	職務遂行上中国語を必要とする職員等	・基礎的な中国語能力の習得	20 (40 時間)	5	392,220 円 講師謝金 360,000 円 教材費 18,900 円 中国語検定受験料 13,300 円
		・初級程度の中国語能力の習得	20 (40 時間)	1	372,260 円 講師謝金 360,000 円 教材費 7,560 円 中国語検定受験料 4,700 円

(注) 当省の調査結果による。

さらに、長崎支所における上記の 4 研修においては、例えば韓国語の場合では、「韓国語(基礎)研修」の受講後にはハングル能力検定 5 級以上の試験を、「韓国語(初級)研修」の受講後にはハングル能力検定 4 級以上の試験をそれぞれ受験させており、受験する試験の難易度を必ずしも限定していない。また、これまで当該研修を受講後、ハングル能力検定試験に合格している職員もいる

ことから、長崎支所が実施している外国語研修でも、研修目的を充足する程度の知識及び初級の外国語の必要かつ十分な知識が得られるものと考えられる。

効果

名古屋支所における第2外国語(韓国語及び中国語)の基礎及び初級の研修について、他の支所の例を参考としてその実施方法を工夫することにより、同様の内容の知識を習得することができる語学研修をより効率的かつ効果的に実施することが可能と考えられる。

表2-(2)-⑥

件名	講義中心の研修について、その内容上特段の必要性がないにもかかわらず他の研修施設で実施しているもの	
研修施設名	国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	国立きぬ川学院（研修棟）
所在地	埼玉県さいたま市緑区大門 1030	栃木県さくら市押上 288
設置根拠	厚生労働省組織規則(平成 13 年厚生労働省令第 1 号) 第 642 条	—
主な研修対象者	全国の児童自立支援施設の職員	全国の児童自立支援施設の職員
定員	4 人	3 人

[説明]

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）では、研修機関を置くこととされていない国立きぬ川学院（研修棟）において一部の研修を実施しているが、i）国立きぬ川学院（研修棟）で現在実施している研修の中には、その内容が児童自立支援に関する一般的な知識を講義形式で付与するものとなっており、きぬ川学院（研修棟）で実施する必要性が乏しいと考えられるものがみられること、ii）養成所で実施している研修の日数は年間 44 日であり、また、養成所において研修に従事する職員一人当たりの研修受講者数は、同省の他の研修施設と比較して少ない状況となっていることから、きぬ川学院（研修棟）で実施している研修を養成所で実施することは十分可能と考えられることから、養成所の研修をきぬ川学院（研修棟）で実施することについては見直す余地があると考えられる。

1 養成所における研修の実施体制等

国立児童自立支援施設は、厚生労働省の施設等機関として設置されており、国立武蔵野学院（埼玉県さいたま市。男子の児童自立支援施設）及び国立きぬ川学院（栃木県さくら市。女子の児童自立支援施設）の 2 か所が設置されている（厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 614 条）。

また、養成所は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行う施設として、国立武蔵野学院に置くこととされている（厚生労働省組織規則第 616 条及び第 622 条）。

養成所においては、毎年度、「研修日程」を策定し、これに基づき、児童自立支援施設の職員等に対する研修を実施しており、平成 21 年度においては、15 研修を実施している。

2 養成所における研修の実施状況

上記 1 のとおり、養成所では平成 21 年度に 15 研修を実施しているが、これらの研修の一部（5 研修）については、表 1 のとおり、国立きぬ川学院を会場として実施されている。

表1 国立きぬ川学院を会場として実施されている研修の状況（平成21年度）

（単位：人）

区分	研修名	対象者	期間	会場	募集人員
新任職員研修	全国児童自立支援施設新任施設長研修	平成20年4月以降に着任した施設長	前期：3日間（宿泊） 後期：3日間（宿泊）	前期：武蔵野 後期：きぬ川	20
	全国児童自立支援施設新任職員研修(1)短期コース	児童自立支援専門員・児童生活支援員の経験が3年未満である者	事前OJT：4週間 スクーリング：5日間（4回実施）（宿泊） 事後OJT：7週間	スクーリング： グ：きぬ川	各回 20
	全国児童自立支援施設新任職員研修(2)実習コース		事前OJT：4週間 スクーリング：3週間（宿泊） 事後OJT：5週間	スクーリング： グ：武蔵野又はきぬ川	10
専門研修	全国児童自立支援施設スーパーバイザー研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者等	事前OJT：4週間 スクーリング：5日間（宿泊） 事後OJT：7週間	スクーリング： グ：きぬ川	20
	学科指導関係職員研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員・職員等	事前OJT：4週間 スクーリング：3日間（宿泊） 事後OJT：11週間	スクーリング： グ：きぬ川	20

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

これら5研修のうち、「全国児童自立支援施設新任職員研修(1)短期コース」、「全国児童自立支援施設スーパーバイザー研修」及び「学科指導関係職員研修」の3研修の内容は、表2のとおり、児童自立支援に関する一般的な知識を講義形式で付与するものとなっており、国立きぬ川学院で実施しなければならないものではないと考えられる。

表2 国立きぬ川学院を会場とする研修のうち同学院で実施しなければならない内容ではないと考えられる研修

研修名	テーマ	主な内容
全国児童自立支援施設新任職員研修(1)短期コース	<ul style="list-style-type: none"> 児童自立支援事業の理念と歴史 児童自立支援施設における入所児童の理解とその実際等 	<ul style="list-style-type: none"> 事前OJT（4週間） レポート課題「新任職員として困難に感じていること」 スクーリング（5日間） 講義「児童自立支援事業概論」 講義「子どもの問題行動等理解のための児童精神医学」

		実習：児童寮舎実習 見学：国立きぬ川学院、少年院等 ・事後OJT（7週間） レポート提出
全国児童自立支援施設スーパーバイザー研修	・ケアマネジメントの重要性と具体的手法 ・施設におけるスーパービジョンの重要性 ・今後の児童自立支援施設のあり方等	・事前OJT（4週間） レポート課題「支援における適切・不適切なアプローチ（エピソード）～子どもの権利擁護の観点から～」 ・スクーリング（5日間） 講義「児童家庭福祉行政」 講義「児童自立支援施設におけるケアマネジメント」 講義「リービングケアとアフターケア」 講義「スーパービジョン」 演習：「支援における適切・不適切なアプローチ（エピソード）～子どもの権利擁護の観点から～」から学ぶ 見学：国立きぬ川学院、社会福祉施設等
学科指導関係職員研修	・児童自立支援事業の理念と歴史 ・児童自立支援施設における特別支援教育や情報教育の実践等	・事前OJT（4週間） レポート課題「自立支援と情報教育の実際」 ・スクーリング（3日間） 講義「児童家庭福祉行政」 講義「児童自立支援事業概論」 講義「子どもの問題行動等理解のための児童精神医学」 講義「児童自立支援施設における特別支援教育」 演習：「自立支援と情報教育」 見学：国立きぬ川学院

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

養成所では、これらの研修を国立きぬ川学院において実施している理由について、都道府県における自立支援事業に係る専門的な講師を養成することを目的として、平成21年度から、養成所において「全国研修指導者養成研修」として5研修を新たに開始したことから、養成所で上記の研修を実施することが困難となったため、国立きぬ川学院においてこれらの研修を実施することとしたもので、国立きぬ川学院は、その場所を提供しているのみであるとしており、国立きぬ川学院で実施しなければならない内容のものではないものとなっている。

また、i) 養成所の教室の稼働状況をみると、表3のとおり、研修で使用している日数はわずか44日となっており、上記3研修（合計日数28日間）を実施することは十分可能であること、ii) 表4のとおり、職員一人当たりの受講者数について、養成所と同じ厚生労働省所管の他の研修施設（各種入所施設と併設されたもの）とを比較すると、養成所の方が、研修に従事している職員一人当たりの受講者数は少ないことを踏まえると、養成所において上記3研修を実施することは十分可能であると考えられる。

表3 養成所の教室の稼働状況

(単位：日、%)

教室名	研修利用日数	利用可能日数	稼働率
講義室（定員 60 名）	44	242	18.2

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表4 研修に従事する職員一人当たりの研修受講者数（平成21年度）

(単位：人)

研修施設名	研修に従事する職員数（a）	受講者数（b）	職員一人当たり受講者数（b/a）
養成所	2	282	141.0
国立秩父学園附属保護指導職員養成所	2	771	385.5
国立障害者リハビリテーションセンター学院	2	1,428	714.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「研修に従事する職員数」欄は、平成21年度において、専ら研修事務に従事している職員数を記載した。

3 「受講者数」欄は、平成21年度における各研修施設で実施された研修（他の研修機関が当該研修施設において実施している研修の受講者数を含む。）の受講者数の合計人数である。

厚生労働省では、表2の各研修に関し、近年の入所児童に対する処遇の課題を踏まえ、今後、研修カリキュラムについて、知識の伝達のみならず、実体験を通じて専門技術を習得できるよう、養成所及び国立きぬ川学院の両院をフィールドとして活用した実習を組み合わせることを基本とした内容となるよう体制の整備を図るとしている。

なお、国立きぬ川学院で実施されている5研修のうち、残りの2研修については、表5のとおり、その性格及び内容からみて、国立きぬ川学院において実施する意義はあるものと考えられる。

表5 国立きぬ川学院で研修を実施する意義のある研修

研修名	国立きぬ川学院で実施する理由等
全国児童自立支援施設新任施設長研修	新任施設長に対する研修として、児童自立支援施設の機能と特性についての理解、社会ニーズに的確に対応した施設運営等に関する事項を学ぶ観点から、男子及び女子双方の児童自立支援施設における演習・見学を行う必要があるとしている。
全国児童自立支援施設新任職員研修 (2)実習コース	新任職員に対する研修であるため、長期間の実習を中心とした研修を実施することにより、研修受講者が今後の自らの進路を定めていくための理解を深めることを目的としていることから、①養成所で全課程を実施、②国立きぬ川学院で全課程を実施又は③養成所と国立きぬ川学院とを合わせて全課程を実施のいずれかを受講者が選択できる方法を採用しているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

効果	養成所が実施する研修のうち、現在国立きぬ川学院（研修棟）において開催している講義中心の研修については、研修機関である養成所の施設で実施することにより、当該研修に係る事務負担の軽減を図ることができ、効率的な研修の実施が可能となるものと考えられる。
----	--

表 2 - (3) - ①

件名	パソコンソフト（エクセル及びパワーポイント）の操作に関する知識を付与するための研修について、受講機会の拡大及び研修経費の縮減の観点から、eラーニング形式により実施しているもの
研修施設名	財務総合政策研究所近畿研修支所
所在地	大阪府中央区大手前 4-1-76
設置根拠	財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 4 条第 66 号 財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）第 67 条第 1 項第 5 号
主な研修対象者	財務省の職員（沖縄総合事務局において、財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）
定員	2 人

[説明]

財務総合政策研究所近畿研修支所（以下「近畿研修支所」という。）では、パソコン研修を実施するに当たり、受講機会の拡大と省コストの観点から実施方法について検討を行い、eラーニングとして実施することとしたことにより、研修に係る事務及び予算を効率的に実施・執行している。

1 近畿研修支所におけるパソコン研修の実施状況

近畿研修支所では、財務総合政策研究所研修規則（平成 13 年財務総合政策研究所訓令第 3 号）第 3 条第 1 項に基づいて財務総合政策研究所研修部が毎年度策定する「地方研修計画基準」に沿って、「地方研修計画」を策定して研修を実施しており、平成 21 年度においては 25 研修を実施している。このうち、パソコン研修については、表 1 のとおり 3 研修を実施している。

表 1 近畿研修支所におけるパソコン研修の実施状況（平成 21 年度）

(単位：人)

研修名	内容	受講期間	受講者数
Excel 基礎	Excel2003 の基本操作の習得（簡単な表計算、グラフ等の作成）	平成 22 年 2 月 1 日～3 月 1 日（eラーニング）	18
Excel 応用	Excel2003 の操作方法の理解、発展的な機能を活用した効率のよい作業テクニック習得		36
Power Point	Power Point2003 の操作方法を理解し、文字や写真、イラストの作成、スライドショーの実行などの基本操作から、アニメーション効果など特殊効果の設定などの知識を習得		58
計		—	112

(注) 財務省の資料に基づき当省が作成した。

近畿研修支所では、平成 20 年度までは全職員を対象とした独自のパソコン研修を実施せず、総務省が実施している「情報システム統一研修」（eラーニング形式）を受講する形で対応してきたが、「情報システム統一研修」で使用されている OS（オペレーティング・ソフトウェア）が Office2003 から Office2007 にバージョンアップされ、近畿財務局で使用している Office2003 と操作方法等が異なることとなったため、やむを得ず 21 年度から独自にパソコン研修を実施する

こととしたものである。

近畿研修支所では、独自にパソコン研修を実施するに当たり、受講機会の拡大及び予算の効率的な執行を図る観点から実施方法等について検討を行い、eラーニングとして実施することとしたものである。

具体的には、パソコン研修のeラーニングによる実施及び教材提供等の業務について、民間事業者と単価契約を締結しており、3研修ともに、受講者一人当たり単価2,436円となっている。この単価は、近畿研修支所で新規採用職員研修の一科目として平成21年度まで実施していたパソコン研修と比較して、低減している。

表2 近畿研修支所におけるパソコン研修に要した経費の比較

実施方式	新規採用職員研修の一科目として平成21年度まで実施していたパソコン研修（2科目）	eラーニング	差額(a-b)
受講者一人当たり経費	6,616円 テキスト代 4,200円 講師謝金 9,032円 計 13,232円 13,232÷2科目=6,616	2,436円	4,180円

(注) 1 財務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 金額は、消費税を含めたものである。
 3 eラーニングでは、テキストは配付されていない。

近畿研修支所では、平成21年度に初めてeラーニングにより研修を実施した結果について、表3のとおり説明している。近畿研修支所では、これらの点を踏まえて、平成22年度においてもeラーニングによるパソコン研修を実施していきたいとしている。

表3 平成21年度に実施したeラーニングによるパソコン研修の結果

- いつでも自席で受講できることから受講機会の拡大につながり、その結果として、経費的な面でスケールメリットがあった。
- 研修受講者に対するアンケートでは、eラーニングにより実施した場合、座学（集合）により実施する場合と同様の効果が上がらないとの結果が出ている。
- 平成21年度は、受講期間を1か月に設定して実施したが、総務省が実施している「情報システム統一研修」と同様、3か月程度の受講期間を設定して実施することを検討したい。

(注) 当省の調査結果による。

効果	<p>パソコン研修をeラーニングで実施することにより、座学（集合）形式で実施した場合と比較して、一人当たりの研修に要する経費が4,180円（注）削減されている。</p> <p>（注） 6,616円（座学（集合）研修）－ 2,436円（eラーニング）＝ 4,180円</p>
----	--

表 2 - (3) - ②

件名	集合形式で実施していた簿記研修について、効率的に実施するため通信講座を受講する方法に変更したもの
調査対象機関名	金融庁総務企画局総務課
所在地	東京都千代田区霞が関 3-2-1
設置根拠	—
主な研修対象者	金融庁の職員
体制	総務企画局総務課（8人）

[説明]

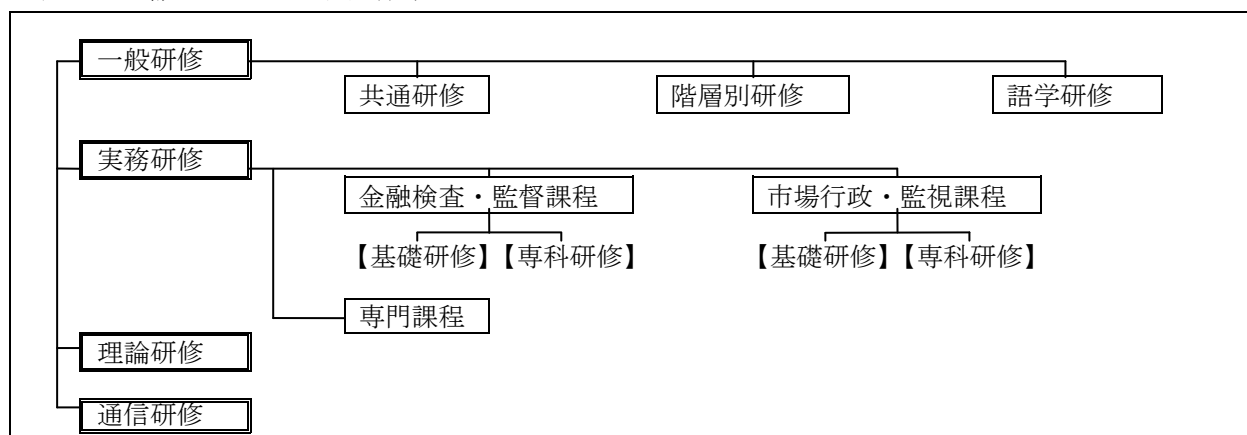
金融庁では、業務運営に必要となる基礎的な知識及び業務に特有な専門的知識・技能について習得させる研修について、研修の効率的な実施の観点から通信研修を導入し、さらに、当該通信研修の受講費用の半額を受講者の自己負担としたことにより、受講者一人当たりの研修経費を、平成 19 年度と比較して 34,046 円削減するとともに、研修に係る事務の効率化も図っている。

1 金融庁における研修実施体制

金融庁では、職員全体を対象とした研修の担当部署として、総務企画局総務課に開発研修室が置かれており、職員 6 名及び非常勤職員 2 名の体制で、金融庁職員研修に係る企画・立案等の業務を行っている。

総務企画局総務課開発研修室においては、毎年度、研修実施計画を策定し、表 1 のとおり、研修を実施している。平成 21 年度においては「一般研修」、「理論研修」及び「通信研修」を合わせて 21 研修、「実務研修」を 47 研修の計 68 研修を実施している。

表 1 金融庁における研修体系



(注) 金融庁の資料に基づき当省が作成した。

表 1 のとおり、金融庁では、研修を、一般研修、実務研修、理論研修及び通信研修の 4 種類に大別して実施しているが、それぞれの研修の性格は表 2 のとおりである。

表 2 金融庁における研修の種類及び性格

研修の種類	研修の性格
一般研修	公務員倫理などの共通研修、新規採用職員研修などの階層

	別研修及び語学研修
実務研修	<ul style="list-style-type: none"> ・金融行政・検査・監督業務を担当する職員が必要とする知識・技能を習得させる金融検査・監督課程 ・市場行政・監視業務を担当する職員が必要とする知識・技能を習得させる市場行政・監視課程 ・保険数理など業務遂行のために必要な専門的知識・技能を習得させる専門研修
理論研修	金融庁の所掌事務に関する高度な理論的・体系的な知識を習得させる研修
通信研修	業務運営に必要な基礎的な知識等について、通信教材等を用いて習得させる研修

(注) 金融庁の資料に基づき当省が作成した。

2 金融庁における通信研修の実施状況

金融庁では、平成 21 年度において、表 3 のとおり、業務運営に必要となる基礎的な知識及び業務に特有な専門的知識・技能について習得させる研修として、通信研修 4 研修を実施している。

表 3 金融庁が実施している通信研修（平成 21 年度）

(単位：人)

研修名	対象者	目的	受講者数
簿記 1 級コース	日商簿記 2 級既取得者等	日商簿記 1 級レベル相当の知識の付与	12
簿記 2 級コース	受講希望者	日商簿記 2 級レベルの知識の付与	9
証券分析コース	受講希望者	証券アナリスト（1 次レベル）相当の知識の付与	9
金融内部監査コース	受講希望者	金融機関における内部監査の導入・実施にあたり不可欠な専門知識とスキルの付与	15

(注) 金融庁の資料に基づき当省が作成した。

3 研修方法の見直しによる効果等

金融庁では、上記「簿記 2 級コース」研修について、平成 17 年度までは、他の研修と同様集合形式により実施していたが、18 年度以降、研修の効率的な実施の観点から通信研修に移行し、さらに、19 年度までは受講者に対し受講料を全額負担することとしていたが、20 年度以降は、受講料の半額を受講者が負担することとしている。

金融庁では、これらの研修に関する見直しの経緯に関して、i) 集合形式の研修を通信教育の受講に移行したことについては、その当時の行政文書は保存年限が経過しているため、保有しておらず、実施方法の変更により研修に係る経費が削減できたかどうかは不明であるとしており、また、ii) 研修受講料の在り方については、業務に活用できるものではあるが、自己能力の向上のために行うものでもあるとの考え方から、自己負担を求めることは妥当であると判断し、半額を自己負担とすることとしたとしている。

なお、平成 19 年度から 21 年度までにおける通信研修に係る経費、受講者数等については、表 4 のとおりとなっている。

表4 通信研修に係る経費（平成19年度～21年度）

（単位：円、人）

研修名	19年度		20年度		21年度	
	研修経費	受講者数	研修経費	受講者数	研修経費	受講者数
簿記1級コース	2,546,000	64	269,500	13	231,000	21
簿記2級コース						
証券分析コース （証券アナリストコース）	910,000	13	131,400	4	295,650	9
金融内部監査コース	—	—	518,045	11	706,425	15
I T 基本情報技術コース	—	—	—	—	—	—
中小企業診断士コース	840,000	7	49,350	2	—	—
不動産鑑定士コース	976,000	8	67,500	1	—	—
公認会計士コース	565,500	3	—	—	—	—
計	5,837,500	95	1,035,795	31	1,233,075	45
受講者一人当たり研修経費	61,447		33,412		27,401	

（注）1 当省の調査結果による。

2 「証券分析コース」については、平成20年度までは研修名が「証券アナリストコース」であったが、研修内容は同様である。

3 各欄において「—」を記載しているものについては、当該年度に実施されていないことを表す。

4 「受講者一人当たり研修経費」欄の数値は、当該年度の研修経費の合計金額を、受講者数の合計人数で除したものである。

上表のとおり、平成20年度以降通信研修の受講料の半額を自己負担としたことにより、平成20年度の通信研修全体でみた場合の受講者一人当たりに係る研修経費を、19年度のそれと比較すると54.4%となっており、研修経費の削減が図られている。

効果

通信研修の受講費用の半額を受講者の自己負担としたことにより、通信研修全体でみた場合の受講者一人当たりに係る研修経費は、次の表のとおり削減されている。

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受講者一人当たり研修経費	61,447円	33,412円	27,401円
平成19年度に対する削減額 （削減率%）	— （—）	28,035円 （54.4）	34,046円 （44.6）

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (3) - ③

件名	都道府県において、研修実施方法の工夫をしているもの					
[説明]						
<p>A県では、県職員と市町村職員が合同で受講する研修について、県内各市町村からの要望に応じて、県内各市町村からの受講者が最寄りの県合同庁舎で受講することができるよう、県内7か所にある県合同庁舎を会場とした「サテライト研修」を導入することにより、受講者の利便の確保と受講機会の拡大を図るなど効率的な運営を行っている。</p>						
1 A県における研修実施体制						
<p>A県では、職員全体を対象とした研修の担当部署として、総務部人事課に自治研修センターが置かれている。自治研修センターにおいては、所長、次長及び研修係の職員7名の体制で、A県の職員研修に係る事務を実施している。</p> <p>自治研修センターでは、毎年度、「職員研修基本計画」及び具体的な研修コースを定めた「研修実施計画」を策定して研修を実施しており、①県職員を対象とした研修及び②県職員と県内市町村の職員を対象とした合同研修を実施している。平成20年度においては、県職員を対象とした研修の受講者数が延べ1,341人、県職員と県内市町村の職員を対象とした合同研修の受講者数が延べ1,216人となっている。</p>						
2 A県における研修の効率化のための方策						
<p>A県では、平成20年度は計15コースの合同研修を実施している。合同研修は、①「基礎力養成研修」として「地方自治法コース」、「財務諸表基礎コース」等8研修、②「政策形成能力向上研修」として「法制執務コース」、「政策形成（データ活用）コース」等4研修、③「特別課題研修」として「政策課題特別コース（自治体訴訟）」等2研修及び④「特別研修」として「論理的プレゼンテーション」、「危機管理」等4研修を、それぞれ実施している。</p> <p>このうち、特別研修として実施している4研修については、県庁から遠方にある県内市町村から、研修受講のために県庁に出向くことが負担となっていることなどから近くで同様の研修を受講することができるようにしてほしいとの要望を受けて、県内7か所の県合同庁舎を用いて、サテライト研修を実施している。</p>						
表 A県が実施している特別研修（平成20年度実績）						
（単位：日、人）						
研修名	日数		修了者数			会場
			県	市	町村	
論理的プレゼンテーション	3 (1日×3会場)	50	16	23	11	a 庁舎 b 庁舎 c 庁舎
危機管理	1 (0.5日×2回)	71	30	21	20	d 庁舎
クレーム対応	5 (1日×5会場)	233	100	93	40	b 庁舎 c 庁舎

						e 庁舎 f 庁舎 g 庁舎 a 庁舎
折衝・交渉力向上	1 (1日×1会場)	13	3	5	5	
計	10	367	149	142	76	7会場

(注) A県の資料に基づき当省が作成した。

このように、県内市町村の要望を反映させた「サテライト研修」という方式を導入することにより、県内各市町村からの受講者は、最寄りの県合同庁舎で受講でき、受講者の利便の確保と受講機会の拡大を図る等効率的な運営となっている。

表 2 - (3) - ④

件名	2 級相当の簿記研修について、研修施設において合宿形式により実施しているもの
研修施設名	経済産業研修所
所在地	東京都東村山市富士見町 5-4-36
設置根拠	経済産業省設置法（平成 11 年法律第 99 号）第 4 条第 63 号 経済産業省組織令（平成 12 年政令第 254 号）第 98 条第 1 項
主な研修対象者	経済産業省の職員
定員	21 人

[説明]

経済産業研修所において、国が費用を全額負担して、研修施設において合宿形式により実施している簿記に関する中級程度以上の知識を付与する研修（以下「簿記研修（中級程度以上）」という。）については、①合宿形式で行わなければその知識が得られないものではないこと、②各府省や民間企業等においては、簿記に関する知識を付与する研修については通信講座等を活用して修了者に対し受講料の一部を補助するなど、その性格に応じた実施方法を採用している例も多いこと、③簿記に関する知識の習得は、業務に活用することができるとともに、受講者自らの自己啓発としての性格も有しているものであることなどを踏まえると、経費面での合理化、職員の負担軽減等の観点から、民間で実施している研修への通学、通信講座の受講等の方法に移行し、受講料の一部を自己負担とするなど、実施方法の見直しを行う余地があると考えられる。

1 経済産業研修所における簿記研修（中級程度以上）の実施状況

経済産業研修所では、毎年度、研修実施計画を定めて各種研修を実施しており、平成 21 年度においては、i) 年次別・階層別研修（新規採用職員研修や管理職研修など）、ii) 基礎スキル研修（簿記会計基礎研修や英会話初級研修など）、iii) 政策分野別業務研修（知的財産研修や貿易管理普及研修など）及び iv) 特定業務研修（電力・ガス事業監査実務研修や火薬類取締法研修など）の 4 種類に大別して実施している。

このうち、基礎スキル研修に属する簿記研修（中級程度以上）研修については、表 1 のとおり、平成 21 年度において、経済産業研修所において合宿形式により実施している。

表 1 簿記研修（中級程度以上）（平成 21 年度）

(単位：日、人)

研修名	日数	募集人員	受講者数	研修経費	受講者一人一日当たり経費
商業簿記会計研修（2 級簿記相当）	5	15	5	735,360 円 ※講師謝金 (715,500 円)、 受講者の旅費 (9,390 円)、 教材費 (10,470 円)	29,414 円

(注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
2 「受講者一人一日当たり経費」欄は、研修経費 ÷ (受講者数 × 日数) により算出した。

経済産業研修所において、簿記研修（中級程度以上）を合宿形式により実施していることについて

て、例えば、経済産業省本省職員が経済産業研修所において5日間の研修を受講する場合、経済産業研修所の宿泊施設で合宿する方法により実施するときと、毎日経済産業研修所に通う方法により実施するときのそれぞれで、受講者一人当たり国が負担することとなる費用を比較（試算）してみると、表2のとおり、経済産業研修所の宿泊施設で合宿する方法の方が18,556円高額となる。

表2 合宿形式と通学形式で国が負担することとなる費用（試算）

	合宿形式で実施する場合	毎日研修所に通う場合
旅費	7,220円 <ul style="list-style-type: none"> ・初日及び最終日の交通費 980円 = 490円 × 2 ・宿泊日の研修日額旅費 6,240円 = 2,080円 × 3日 	4,900円 <ul style="list-style-type: none"> ・交通費 4,900円 = 490円 × 2 × 5日
宿泊施設維持管理経費	16,236円 <ul style="list-style-type: none"> ・一人一泊当たりの維持管理経費 5,412円（注4） ・5,412円 × 3日 = 16,236円 	0円
計	23,456円	4,900円

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 各欄の交通費の単価には、経済産業省本省（東京メトロ霞ヶ関駅）から経済産業研修所の最寄り駅（西武多摩湖線八坂駅）間の最も安価な金額を使用した。
3 「毎日研修所に通う場合」欄の旅費については、「旅費業務に関する標準マニュアル」（平成20年11月各府省申合せ）によれば、2日以上研修で日帰りの旅行（行程16km以上）をする場合の日額旅費として620円が支給されることとされているが、経済産業省本省から経済産業研修所までの実際の交通費は当該日額旅費の金額を上回ることから、本試算では、実際の交通費を使用した。
4 「合宿形式で実施する場合」欄に記載した一人一泊当たりの宿泊施設の維持管理経費は、以下の方法により算出した。
（宿泊施設の維持管理経費＋宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額）÷延べ研修受講者数

2 各府省等における簿記研修（中級程度以上）の実施状況

各府省等における簿記研修（中級程度以上）の実施状況をみると、国が研修に係る経費の全額を負担して、研修施設で合宿形式で実施している研修は、2府省2研修施設の2研修となっている。

また、各府省や民間企業の中には、表3のとおり、このような知識を付与する研修については、研修経費の縮減、研修事務の負担軽減など効率的な実施の観点から、各職員の都合に合わせて自ら学習することができる通信研修等を採用しているものがみられる。

表3 各府省、民間企業における簿記会計、財務分析等の研修の実施状況及び考え方

府省名	実施方法等
金融庁	<p>職員の能力向上のため、平成20年度においては6研修について民間業者が実施している通信研修を活用している。</p> <p>受講の際に必要な費用について、従来は全額公費負担していたが、平成20年度より半額の自己負担を求めることとしている。</p> <p>※ 簿記研修については、「簿記1級コース」（日商簿記2級既取得者等を対象として日商簿記1級レベル相当の知識の付与）及び「簿記2級</p>

	<p>コース」(受講希望者に対して日商簿記2級レベルの知識の付与)の2種類の講座を準備しており、集合研修等では実施していない。</p>
A株式会社	<p>勉強は自分のために行うものであるという認識のもと、通信講座を用意し、受講した社員に対し、研修が修了すると、修了補助金を支給している。</p> <p>※ 簿記研修としては、「日商簿記3級コース」(受講料15,000円)など5研修を採用している。</p>
B株式会社	<p>社員個人の能力向上、資格取得のために200コース以上の通信講座を用意している。業務に直結する講座の修了者には全額補助、一部業務に関係する講座については半額補助、業務に関係しないものは全額個人負担させている。</p>
<p>(注) 当省の調査結果による。</p>	
効果	<p>経済産業研修所において合宿形式により実施している簿記研修(中級程度以上)について、他の実施方法と研修に係る経費を比較した場合、以下のとおり高額となっている。</p> <p>○ 合宿形式(現行)と集合形式(試算)</p> <p>受講者一人当たり国が負担することとなる費用は、合宿形式による方が18,556円高額となる。</p> <p>※ 23,456円(合宿形式による研修経費) - 4,900円(集合形式による研修経費)</p>

表2-(3)-⑤

件名	国が研修に係る経費の全額を負担して、簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修及び応用的なパソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修について、研修施設において合宿形式により実施しているもの
----	---

[説明]

国が研修に係る経費の全額を負担して、研修施設において合宿形式により実施しているものは、簿記に関する中級程度以上の知識を付与するための研修は2府省2研修施設の2研修、応用的なパソコンソフトの操作に関する知識を付与するための研修は1府省1研修施設の1研修となっている。

表1 国が研修に係る経費の全額を負担して、簿記に関する中級程度以上の知識を付与する研修を研修施設において合宿形式で実施しているもの

(単位：日、人、円)

府省名	研修施設名	研修名	研修日数	受講者数	研修経費	一人一日当たり研修経費
経済産業省	経済産業研修所	商業簿記会計研修 (2級簿記相当)	5	5	735,360	29,414
国土交通省	国土交通大学(柏研修センター)	簿記 ※ 2級簿記レベル までの研修を実施	13	35	1,083,662	23,810

(注) 当省の調査結果による。

表2 国が研修に係る経費の全額を負担して、応用的パソコンソフトの操作に関する知識を付与する研修を研修施設において合宿形式で実施しているもの

(単位：日、人、円)

府省名	研修施設名	研修名	研修日数	受講者数	研修経費	一人一日当たり研修経費
内閣府	沖縄総合事務局研修所	情報化研修	3	14	241,440	5,749

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (4)

件名	未実施の研修があり、かつ、研修施設の本来の設置目的外の研修を行っていること等のため、研修の在り方の抜本的な見直しが必要とみられるもの
研修施設名	農林水産研修所つくば館水戸ほ場
所在地	茨城県水戸市鯉淵町 5930- 1
設置根拠	農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程（平成 15 年 6 月 30 日付け 15 農修第 157 号）第 2 条
主な研修対象者	農林水産省職員、都道府県・市町村・農業団体職員等
定員	7 人
<p>[説明]</p> <p>農林水産研修所つくば館水戸ほ場（以下「水戸ほ場」という。）では、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象に農業機械の操作等の実技を伴う研修を実施している。これらの研修については、①平成 21 年度に実施を計画していたものの希望者がおらず実施できなかった研修が約 4 割あること、②研修の内容をみると、水戸ほ場で国が直接行う必要性が低いものがみられ、また、日本国内で水戸ほ場だけとしている設備を使用した研修は 4 研修で 4 日間（施設利用率 1.7%）のみとなっていること等から、これらの研修については、需要を的確に把握するとともに、研修コースや研修内容等を点検し、抜本的な見直しを行う必要があると考えられる。</p> <p>なお、水戸ほ場で実施している農業後継者の育成の支援を目的とした特別研修については、当該研修を実施することとする具体的な基準等はなく、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施しており、研修施設の本来の設置目的外のものとなっていることから、廃止する必要があると考えられる。</p> <p>1 農林水産研修所の研修体系等</p> <p>農林水産研修所は、農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）第 86 条において、施設等機関として農林水産省本省に置くこととされ、同令第 88 条において、「農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員に対し、その職務を行うのに必要な研修（森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。）を行う」こととされている。また、農林水産省組織規則（平成 13 年農林水産省令第 1 号）第 142 条の規定に基づき、農業の機械化及び農業に関する普及事業についての研修を実施することとされ、これらの研修を実施するための施設として、「農林水産研修所の事務分掌及び組織の細目に関する規程」（平成 15 年 6 月 30 日付け 15 農修第 157 号）第 2 条の規定により、つくば館及び水戸ほ場が置かれている。</p> <p>農林水産研修所本所は、「農林水産省職員研修要領」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 秘第 602 号）に基づき、農林水産省職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号）の適用者を除く。）を対象として、①計画的養成研修（職員の段階に応じて実施する研修）、②能力開発研修（農林水産行政に求められる特定の能力を向上させるための研修）を実施している。</p> <p>つくば館は、①食品表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修、②農業機械化及び農業に関する普及事業についての研修、③農林漁業従事者の生活に関する知識及び技術並びに農林漁業従事者の生活に関する普及事業についての研修等を実施するための研修施設として設置</p>	

され、これらのうち、農業機械の操作等の実技を伴わない座学形式の講義やグループ討議等の演習を、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象として実施している。

また、水戸ほ場は、つくば館が実施する研修のうち、ほ場を活用した研修を実施するための研修施設として設置され、トラクター、田植機、コンバイン等の農業機械（以下単に「農業機械」という。）の操作等の実技を伴う研修を実施している。

2 水戸ほ場における研修の実施状況

(1) 水戸ほ場における研修の実施概況

水戸ほ場では、「農業機械化研修」及び「特別研修」の2種類の研修が行われている。

農業機械化研修は、i) 農林水産省職員を対象とした「農林水産省職員研修」と、ii) 都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象とした「指導員養成研修」の2種類に区分されているが、「平成21年度農業機械化研修計画」（以下「研修計画」という。）において、農林水産省職員研修と一部の指導員養成研修とは合同で実施することとされている。

また、特別研修は、研修計画において、「農林水産研修所つくば館長が特に実施する必要があると認めたもの」とされ、独立行政法人、近隣の財団法人が運営する農業専門学校等からの個別の依頼に対応する形で、それら独立行政法人の職員や専門学校生等を対象として実施されており、その中には、資格取得のための研修も3研修用意されている。

表1 水戸ほ場における研修の実施体系（平成21年度）

研修種類	対象者	研修内容	資格取得のための講習がある研修名（資格名）
農業機械化研修	農林水産省職員、都道府県・市町村・農業団体職員等	・農業機械の操作等の実習	—
特別研修	独立行政法人職員、近隣の財団法人が運営する農業専門学校の学生等	・同上 ・農業機械の分解、組立及び調整等の実習	・乾燥貯蔵施設コース（乾燥設備作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者） ・トラクタエンジン高度整備技術コース（整備士） ・大型特殊自動車及びけん引操作基本研修（大型特殊自動車）

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

水戸ほ場における平成21年度の研修の実施状況をみると、農業機械化研修及び特別研修の合計25研修が実施されており、研修実施日数は合計134日、受講者数は合計450人、延べ受講者数は合計1,617人となっている。

延べ受講者数1,617人を研修の種類別にみると、表2のとおり、特別研修の延べ受講者数が1,325人で全体の81.9%と太宗を占めており、農業機械化研修の延べ受講者数は292人で全体の18.1%にとどまっている。

表2 水戸ほ場の研修の実施状況（平成21年度）

（単位：研修、日、人、％）

研修の種類	研修数	研修実施日数	受講者数	延べ受講者数	割合
農業機械化研修	12	34	142	292	18.1
特別研修	13	100	308	1,325	81.9
合計	25	134	450	1,617	100.0

（注）1 当省の調査結果による。

2 「延べ受講者数」欄は、各研修について受講者数に研修日数を乗じて研修ごとの延べ受講者数を算出したものを、研修の種類ごとに合計した数値である。

3 「特別研修」の「研修実施日数」欄は、特別研修のみが実施された日数であり、同日に農業機械化研修が実施されている場合は「農業機械化研修」の「研修実施日数」に計上した。

4 「延べ受講者数」の「割合」欄は、全研修の延べ受講者数に対する「農業機械化研修」及び「特別研修」それぞれの延べ受講者数の割合を表す。

また、水戸ほ場は、水田ほ場、全天候型練習ほ場、トラクター運転コースなどの施設を保有し、敷地面積が約40ヘクタールあるが、このうち、友部ほ場（約2ヘクタール。湿地のため研修での利用が困難）、旭ヶ丘ほ場（約9ヘクタール。牧草地）の少なくとも約11ヘクタールについては、現在研修では全く使用していない状況となっている。

なお、水戸ほ場では、これら農業機械の操作等の実技に関する研修を実施するために、コンバイン5台（物品台帳に記載された現在高1,655万円）、芝刈機1台（同56万円）、トラクター25台（同7,205万円）等を保有している。

（2）農業機械化研修の実施状況

農業機械化研修については、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第3条において、国又は都道府県において積極的に行わなければならないものとされており、これに基づき、水戸ほ場において実施されているが、平成21年度における農業機械化研修の実施状況をみると、年度当初の研修計画では18研修が計画されていたものの、実際には受講希望者が集まらなかったことから、表3のとおり7研修（全体の38.8％）が実施されていない。

この状況について、農林水産研修所つくば館では、従来は、実施予定の研修について事前に都道府県等関係機関に需要調査（アンケート調査）を実施し、研修計画に反映していたが、実際には受講者が集まらなかった経緯があったため、現在、需要調査は行っていないとしている。

表3 水戸ほ場での実施が計画されていたが、実施されなかった農業機械化研修一覧

（単位：人、日）

研修名	対象者	募集定員	研修日数
農業技術基礎研修 （一般職員コースⅠ）	農林水産省職員	5	2
農業技術基礎研修 （一般職員コースⅡ）	農林水産省職員	5	3
新技術機械化体系導入研修	農林水産省、都道府県、市町	10	2

(ポジティブリスト制度に対応した農薬飛散防止技術導入コース)	村、農業者団体の職員等		
新技術機械化体系導入研修 (水田作における低コスト・省力化のための新技術導入コース)	農林水産省、都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	2
新技術機械化体系導入研修 (自給飼料増産のための高品質飼料収穫機械化体系導入コース)	農林水産省、都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	2
担い手育成支援研修 (労働安全環境整備コース)	都道府県、市町村、農業者団体の職員等	15	3
担い手育成支援研修 (大型農業機械化体系導入支援コース)	都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	3

(注) 当省の調査結果による。

農業機械化研修は、上記2(1)のとおり、農林水産省職員を対象とした「農林水産省職員研修」と、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象とした「指導員養成研修」の2種類に区分され、農林水産省職員研修と一部の指導員養成研修とは合同で実施することとされている。しかし、研修計画において「農林水産省職員研修」及び「指導員養成研修」の双方に位置付けられている「新技術機械化体系導入研修（ねぎの収穫・調製機械化体系導入コース）」及び「新技術機械化体系導入研修（露地野菜作における肥料・農薬施用量削減技術導入コース）」の2研修については、表4のとおり、受講者全員が農林水産省の職員以外の者となっている。

表4 平成21年度に水戸ほ場で実施された農業機械化研修の受講者

(単位：人)

研修名	対象者	募集定員	受講者数	
			農林水産省職員	左記以外
新技術機械化体系導入研修 (ねぎの収穫・調製機械化体系導入コース)	農林水産省、都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	0	12
新技術機械化体系導入研修 (露地野菜作における肥料・農薬施用量削減技術導入コース)	農林水産省、都道府県、市町村、農業者団体の職員等	10	0	2

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

また、「新技術機械化体系導入研修（露地野菜作における肥料・農薬施用量削減技術導入コース）」については、募集定員10名に対し受講者数が2名と著しく少なくなっている。

さらに、「新技術機械化体系導入研修（ねぎの収穫・調製機械化体系導入コース）」では、研修カリキュラムの一部について、水戸ほ場では実施せず、近隣の農業協同組合に協力を要請して、同組合の組合員である農家において現地研修を実施している。

一方、水戸ほ場では、農業機械を操作する際の危険を実地に実体験するための施設として、傾斜路・傾斜面で農業機械の運転ができる設備を整備しており、このような設備があるのは日本国内で水戸ほ場だけであるとしているが、当該設備を使用して実施している研修は4研修にすぎ

ず、使用日数は4日間（施設利用率1.7%（注））のみとなっている。

（注） 施設利用率は、利用可能日数（242日（平成21年度における研修を実施しない土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除いた日））に対する利用日数の割合を示す。

以上のとおり、我が国における農業の中央研修機関として位置付けられている農林水産研修所においては、平成21年度において計画していた研修が実施されなかったり、日本国内で唯一とされている施設・設備が遊休化したりしている状況等となっている。

なお、当省が調査した県では、現在、農業機械を担当する職員は置いておらず、農業機械化研修については、以前に比べニーズは少ないと認識しており、県からは、同研修に職員を派遣させていないとのことである。ただし、普及指導員が持つべき知識を付与するためのこのような研修は、一定程度の必要性はあるのではないかとしている。

（3）特別研修の実施状況

農林水産研修所においては、上記1のとおり、農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体職員に対し、その職務を行うのに必要な研修を行うこととされているが、特別研修については、上記2(1)のとおり、研修計画において、「農林水産研修所つくば館長が特に実施する必要があると認めたもの」とされているのみで、実際に実施することとするための要件、基準等に関する具体的な規定等はなく、実態上は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（茨城県つくば市）、財団法人農民教育協会 鯉淵学園農業栄養専門学校（茨城県水戸市）、専修学校日本農業実践学園（茨城県水戸市）及び社団法人国際農業者交流協会（東京都大田区）の4団体等からの個別の研修実施依頼に応じて、当該法人等の職員、学生等を対象として農業機械の操作等に関する研修11研修を実施しており、社団法人国際農業者交流協会を除く3団体等は、いずれもつくば館及び水戸ほ場の近隣に所在している。

これらの特別研修を実施していることについて、農林水産研修所つくば館では、i) 農業機械の操作等を体感することにより、事故防止に役立てることができること、ii) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の職員を対象とした研修については、農業機械による農作業事故が多発している現状を踏まえ、同法人において農業機械や施設を操作する業務を実施している職員を対象として、農業機械の操作、保守管理、整備等の技能を取得させ、安全操作と事故防止を図ることを目的としており必要であること、iii) 財団法人農民教育協会 鯉淵学園農業栄養専門学校及び専修学校日本農業実践学園については、それらの学校等が農業後継者の育成を図る教育機関であること及び水戸ほ場に近接して立地していることから、農業後継者の育成を支援する観点から必要であることを挙げている。

しかし、i) 特別研修を実施することとする具体的な基準等はなく、近隣の専門学校等からの要請に応じて一部の特定の者のみを対象として実施しており、研修施設の本来の設置目的外のものとなっている、ii) 農業機械の操作等を体感することにより、事故防止に役立てることを目的とするならば、実際に農業機械を操作する農業従事者がこれらの研修を受講することが必要であるにもかかわらず、実態上は個々の農業従事者を対象として研修を実施することは不可能であるとして、ごく一部の特定の者のみを対象として研修を実施している、iii) 農業機械の安全操作と事故防止、農業後継者の育成を支援することが目的であるとしているにもかかわらず

らず、ホームページ等による受講者の募集等を行うなど全国的に農業機械による事故防止、農業後継者の育成の支援のための取組は行っていない。

また、水戸ほ場においては、特別研修の実施に当たっては、職員自らが実習の講師となっていることなどを理由として、上記4団体等の受講者から受講料を徴収していない。

なお、農林水産省では、農業機械による事故が減少していない状況において、農作業安全対策は重要な課題となっていることから、今後、特別研修については、農作業安全の観点で、特定の者を対象とするのではなく、地域の指導者である農業者を主たる対象者として直接指導する仕組みを検討することを考えているとしている。

効果

水戸ほ場で実施している農業機械化研修及び特別研修に要している研修経費は1,380,876円、研修に使用している主な農業機械の物品台帳に記載された現在高は89,168,677円となっており、これらを有効かつ効果的に実施・執行するため、研修コースや研修内容等の点検及び抜本的な見直しを行う必要があると考えられる。

項 目		金 額	備 考
研修 経費	農業機械化研修	868,436円	平成21年度実施分の研修のうち、研修経費として国費が支出されている研修の研修経費合計額
	特別研修	512,440円	
計		1,380,876円	—
主な農業機械の現在高		89,168,677円	トラクター25台：72,054,407円 コンバイン5台：16,551,270円 芝刈機1台：563,000円

(注) 当省の調査結果による。